# 平成 24 年 12 月 定例会 (第 309 回) 12 月 7 日

# 今井光子議員代表質問

↑ (クリックで今井光子議員の討論へ移動)

# 代表質問項目

- 1平和について
- 2世界遺産平城宮跡の舗装問題
- 3がん対策について
- 4 森林、林業、木材産業、山村の再生について
- 5原発にかわる再生エネルギーの取り組み
- 6 リストラから雇用を守るための取り組みについて

# 平成24年 12月 定例会(第309回)

# 平成二十四年

# 第三百九回定例奈良県議会会議録 第三号

#### 十二月

平成二十四年十二月七日(金曜日)午後一時一分開議

\_\_\_\_\_\_

# 出席議員(四十二名)

_			
一番	欠員	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	欠員
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畭 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	宮本次郎
一七番	山村幸穂	一八番	乾 浩之
一九番	松尾勇臣	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	岩田国夫
二七番	森川喜之	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	山本進章	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

# 議事日程

一、当局に対する代表質問

\_\_\_\_\_\_

〇議長(上田悟) これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

○議長(上田悟) ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、二十九番今井光子議員に発言を許します。——二十九番今井光子議員。(拍手)

◆二十九番(今井光子) (登壇)日本共産党の今井光子です。国政選挙ただ中の県議会になりました。日本共産党は、六十年間続いたアメリカ、財界言いなりの自民党型の政治をやめさせ、暮らしを脅かす消費税増税はストップ、原発即時ゼロ、TPPに反対し、憲法九条を守り抜きます。戦前から九十年間、反戦平和を貫き、企業・団体献金も政党助成金も受け取らず、国民を裏切ることなく、草の根で国民とともに命、暮らし、平和を守り続けてまいりました。総選挙では提案し、行動する党として戦う決意を申し上げ、代表質問をいたします。

平和について、知事にお伺いいたします。

上牧町議会では、治安維持法の国家賠償責任を求める意見書が決議されました。治安維持法は、日本共産党や自由主義者を弾圧することで、戦争反対はアカだと決めつけて、国民の自由と民主主義を奪い、国民を戦争に総動員していきました。治安維持法によって七万人が逮捕され、七千人が投獄され、日本共産党員作家の小林多喜二など獄中で拷問や病気で亡くなった方は千六百九十七人です。戦後、治安維持法は間違いだったとして、すべての人が釈放されました。国は、その責任を今もあいまいにしたままです。

あす十二月八日は、太平洋戦争が始まった日です。国政選挙で自由民主党は、集団的自衛権の行使を可能にすると、自衛隊を国防軍に変えるために憲法九条の改正を公約しています。民主党政権のもとで武器三原則が緩和され、国際共同開発、共同生産の道を開き、原子力基本法には安全保障に資するを入れ、軍事利用が可能であるかの道を開きました。石原日本維新の会代表は、核武装や徴兵制まで言い出しています。未来の候補者も国軍と言い出しています。

先日、九十二歳で亡くなられた女優の森光子さんは、戦争を知る人は、幸せの根源は平和だともっと大きな声で言うべきではないかといつも思っていますと言われました。その幸せの根源である平和が、今、脅かされつつあります。二度と同じ誤りを繰り返してはなりません。今こそ平和のとうとさを訴えていく必要があるのではないでしょうか。奈良県は、国際文化観光・平和県として世界に平和を発信するにふさわしいところであると思います。そこで、国際文化観光・平和県として、改めて平和の取り組みと、平和を守る知事の決意についてお尋ねをいたします。

次に、世界遺産平城宮跡の舗装問題で知事に質問いたします。

国土交通省が平城宮跡の第一次朝堂院復元のため、草地を土系舗装しようとしていることに対し、平城京を守る会が呼びかけた木簡と自然を守るために工事の中止を求める署名 運動が大きく広がり、二カ月足らずの間に二万七千筆を超えました。私も現地の見学会に行きまして、驚いたのは、これから着工される朝堂院跡の草が刈られ、景観と自然が変貌していた姿とともに、平城遷都一三〇〇年祭で砂利が敷き詰められた大極殿院前の広場で

した。二〇〇九年に既にアスファルトで固められ、排水ができなくなったところにU字溝で水路がつくられ、その上にグレーチングが置かれて、緑のネットが敷かれ、それを隠すように砂利が敷き詰められていました。二年以上も経過して、砂利がはがれ、ネットがあちこちでむき出しになっておりました。このアスファルトに十分な透水性があれば草が生えてくるはずが、草も生えていません。アスファルトの上に砂利が敷かれた広場は歩きにくく、夏は下からの照り返しで行き渡る風は熱風になり、砂ぼこりとともに奈良市内に流れ込んでいるのです。平城宮跡は国内で始めて地下遺構が世界遺産として認められたものです。まだ三割しか発掘がされていません。木簡は一三〇〇年前の人々の暮らしの本物の姿を現代の私たちに教えてくれるもので、豊かな地下水によって守られてきました。先人の方々が残してくれたものを私たちはそのまま後世に伝える責任があります。既に舗装されているところとあわせて、東京ドームニ・五個分の舗装が地下水に影響を与えないとは考えられません。

日本共産党奈良県議会議員団は、宮本たけし衆議院議員とともに、十一月十三日に文化 庁と国土交通省に行き、舗装工事の中止を求めてきました。知事は、文化審議会で認められているから大丈夫という認識ですが、文化庁は、当初、地下遺構への影響の有無については調査データがあると言っておりましたが、それは国土交通省が高速道路計画のときに平成十五年に行った地下水影響調査であり、今回の舗装に関しては全く調査がされていないことが判明しました。

仲川奈良市長は、住民との合意ができるように説明をするべきだと国土交通省に申し入れを行いました。今、工事は、入札の関係で年明けということですが、知事も地下水が守られる根拠もないままの工事は中止を申し入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。さらに、平城遷都一三〇〇年記念事業協会が平城遷都一三〇〇年祭に向けて設置し、現

在、県が駐車場に使用しております仮設の二万四千六百平方メートルのエントランス広場の舗装をいつ撤去する予定か伺います。

また、国土交通省に対しましては、大極殿院前の広場五万平方メートルのアスファルト 舗装を撤去するよう申し入れることを要望いたします。

次に、がん対策について知事及び健康福祉部長に伺います。

今、二人に一人ががんになり、がんが死因で亡くなる人は、平成二十三年、奈良県で四 千六十一人と三割を超え、死因のトップになっています。しかし、奈良県の検診率は全国 平均以下です。十月十日、がんと向き合う日に、検診の普及に向けてキックオフ宣言が行 われました。

私もことし、人間ドックで全く自覚がない中、初期の乳がんが見つかり、抗がん剤の治療を受けています。進行性のため、ことし検診を受けていなかったら、どうなっているかわかりません。多くの方々に支えていただき、日々生かされていることに感謝の思いでいっぱいです。がんは、早期発見すれば、助かる病気になってきました。どの段階で発見さ

れるかは、病気の予後に大きな違いが出てきます。私は、自分の体験から、周りの方々に 検診を受けることを勧めています。

検診は、市町村が実施主体です。以前は検診予算として国、県から出ていたものが、平成十年に一般財源化になったため、予算がわかりにくく、受診率の低下につながっています。市町村では、検診の申し込み開始と同時にすぐにいっぱいになってしまう、こうした声を聞いています。先進国の中で日本だけが検診率が下がり、死亡率がふえ続けています。

県は、市町村をバックアップし、検診率を上げるべきだと考えます。奈良県がん対策推 進計画におけるがん検診受診率五〇%目標を達成するために、具体的にどのような取り組 みを進めようとしているのか知事に伺います。

がん対策ではおくれて出発した奈良県ですが、その後の取り組みは全国から注目されています。思い切って予算をふやし、がん対策を進めるべきだと考えます。先ごろ開催されたがんについてのタウンミーティングのアンケートでは、奈良県民が大阪や京都に出ていかなくても安心してがん医療を受けられるように、がん医療の専門的な医療従事者の育成が一番重要だとありました。県のがん診療拠点病院の奈良県立医科大学附属病院には、乳腺外科の専門医がおりません。早急な配置を要望いたします。

また、タウンミーティングは、これまで患者団体が主催で行ってきましたが、住民の声を反映する場として県が年に一度実施していただくように要望いたします。

検診が進まない理由に、受けるのが怖いという意見があります。もちろん、病気そのものの恐怖もありますが、今の仕事や社会生活、医療費などの心配、もし見つかったらどうしようという不安が受診を遠のかせています。一たんがんになると、その治療費は年間で百万円以上もかかる場合も少なくありません。治療費が続かず、治療を断念した方もたくさんおられます。高額な治療を受けた場合に、一カ月の窓口負担が一定の限度額にとどまる高額療養費の制度がありますが、通院で限度額に届かない場合が続きますと、大きな負担になり、制度を改善するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、国民健康保険法第四十四条に基づく一部負担金減免制度が県下の市町村で広がってきましたが、入院が中心で、外来でも使えるところは少なく、住民にほとんど知らされていません。現行制度をもっと利用しやすいように周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。健康福祉部長にお伺いします。

次に、森林、林業、木材産業、山村の再生について、知事及び産業・雇用振興部長にお尋ねします。

まず、森林を守るためにで質問いたします。

山村は今、崩壊の危機に瀕しています。既に消滅した集落、共同機能を失った集落が少なくありません。十年後にはさらに加速し、県の行った集落実態調査でも二八・五%が集落の消滅を心配しています。

一千年以上も前から歴史に息づいて山と清流を守り続けてきた山村と森林の深層崩壊 が起きています。手入れされずに放置した山は、獣害に荒らされ、表面は緑をたたえてい ますが、深部では荒々しい崩壊が急激に進んでいます。私が初当選した二十五年前、総務省の方に全国から見て奈良県の過疎はどの程度かを伺いました。超弩級ですとの答えが返ってきました。この間、国も県も対策を打ってきましたが、過疎はとどまりません。

吉野郡八カ村では、一九六〇年、昭和三十五年ごろをピークとして、それを境に人口は四分の一に激減しています。一九六〇年は日米安全保障条約のもと、日本は軍事、外交だけではなく、経済もアメリカの支配下に置かれました。一九六〇年六月二十四日、日米安全保障条約発効の翌日、貿易為替自由化大綱が閣議決定されています。そこには、資源に乏しく、人口の多い我が国経済が今後長期にわたって発展するためには、世界の経済交流の進展に即応しつつ、海外諸国との自由な交易を一層拡大していくことが不可欠の要件である、当面特に問題のある産業分野については、労働の流動性の向上に努めと明記されています。

一九六四年の木材輸入の全面自由化以降、急激な外材の輸入量の増加に伴う木材自給率の低迷は、山村の仕事を奪い、人々は都会に仕事を求めていきました。野迫川村史には昭和四十九年、百十九人の中学卒業生が一人残らず村を出たことが記載されています。来年度は中学入学者が一人もいません。村長は、中学がなくなるときは、村がなくなるときと言われておりました。

林業は、収益を得るまで五十年、百年とかかり、目先の利益を優先し、資本の回転を求める資本主義経済と合わない産業です。従来、この間に行われた間伐は、すべて収益になっていましたが、今では赤字になるため、山に放置されたままです。森林所有者は先の見えない困難を抱え、意欲を失い、今、採算がとれていない山を手放す人、放置したままの人、所有者がなくなって名義変更されていない山、世代交代で林地の所在もわからない山など深刻です。しかも山の面積は登記簿と実測値が合わないところがほとんどです。売買するとなれば、測量に費用がかかります。一方、先日も二十二万坪の山林が六百万円で売りに出ているのを見て驚きました。これまで山を守ってきた山守制度も弱まっています。

奈良県は、民有林が九五%、五ヘクタール未満の小規模所有が八七%と、ほとんどです。 林地面積の五八・四%は、村外地主の所有です。平成二十一年に県が実施した過疎地域に おける集落実態調査では、農地、山地の荒廃で問題になっている点として、集落代表者の 五一%が不在地主の土地管理ができていない、四四%が農地、山林の境界がわからないと 答えています。このように山林の所有関係が不明確になっていることが山林の荒廃を加速 させていると考えます。所有者が管理できていない森林を適切に保全する取り組みが行わ れていますが、森林の荒廃に対策が追いついていないのではないでしょうか。対策をもっ と促進するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今、人類は、たった一個の地球に一・四個分の負荷を与えています。世界じゅうの人が 日本人の暮らしをすれば、地球は二・三個必要です。経済優先で資源を取り合い、戦争な どしている場合ではありません。地球温暖化で世界各地で干ばつや大水害など異常気象が 頻発しています。これを防ぐ道が森林を守ることです。人類は、二十万年の歴史の中で十 九万年の間、熱帯雨林で暮らしてきました。そこは、生物多様性に満ちあふれ、さまざまな高周波は人間の心身にやすらぎを与えてくれました。違法伐採によってジャングルが失われ、それが温暖化の原因にもなっています。日本は、豊かな森がありながら、木材の需要の八割を海外に依存し、林業を衰退させ、山村に住むこともできなくなっていることは、重大問題です。

日本は、今、森林蓄積はドイツの一・三倍になりました。奈良県は、紀ノ川流域河川の森林蓄積、筑後川に次いで二番目、しかも、樹齢の高い良質木材は日本一です。祖先が残してくれた奈良県の豊かな森林に命を吹き込むことが今こそ重要で、それは奈良県の未来につながります。

百年前、足尾銅山鉱毒事件の解決に奔走した政治家、田中正造氏は、真の文明は、山を 荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべしと、一九一二年六月十七日の日 記に残しました。今こそそこから学ぶべきときです。再来年は、奈良県で全国豊かな海づ くり大会が開催されます。この機会に、源流である奈良県は、森林立県奈良を宣言し、全 国に発信すべきと考えます。また、山村の生活を守るために、林業と木材産業の振興が不 可欠と考えます。

そこで、お尋ねします。県は、平成二十二年四月に、奈良県森林づくり並びに林業及び 木材産業振興条例を施行しました。条例制定後一年半たちましたが、林業及び木材産業振 興のこれまでの成果と今後の進め方について、知事にお尋ねします。

次に、原発にかわる再生エネルギーの取り組みで質問いたします。

三・一一から一年九カ月、福島第一原子力発電所事故は、収束どころか、いまだに被害が拡大し続けています。避難者は十六万人にも上り、目に見えない大量の放射能は、時間的にも空間的にも社会的にも際限なく広がり、人類はその収束の手段を持っていません。使用済み核燃料プールがあと六年で満杯になります。すべての原子力発電所がとまっても、電力不足は起きませんでした。再稼働で危険なごみはふえ続け、これらを将来の子どもたちにツケを残すことは絶対に許されません。原発は即時ゼロしかありません。今、稼動している大飯原子力発電所をストップさせ、再稼働を認めず、新たな原子力発電所をやめれば、すぐ実現できます。そのためには、再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。その点、山村は自然エネルギーの宝庫です。地元で使うエネルギーは、地元で賄うようにすることが重要だと思いますが、奈良県の再生可能エネルギーの利活用の取り組みを産業・雇用振興部長に伺います。

最後は、リストラから雇用を守るための取り組みについて伺います。産業・雇用振興部 長にお尋ねします。

電機情報産業各社は、業績悪化を理由に、十三万人を超える人員削減、賃下げ、赤字事業からの撤退、集約化など、経営改善対策を進めています。その影響は、家族も含め三十万人から四十万人、職場にも地域経済にも深刻な影響をもたらし、子どもたちの影響ははかり知れません。

奈良県では、大手企業として地域の雇用や経済を支えてきたシャープ株式会社が、業績不振を理由に、全国で二千人の大量リストラを発表しました。世界のシャープとして日本が誇るものづくりの現場で技術の使い捨ては日本の産業構造そのものに重要な影響を与えます。県内の関連企業だけで百一社、県内の雇用、経済にとっても重大な問題です。

労働者に対しては、九月の終わりごろから希望退職の条件が示され、肩たたきが始まっていました。十一月一日から十四日までの希望退職募集期間が九日には既に予定オーバーで打ち切り通知が出されています。二十日の退職者が予定の一・五倍、二千九百六十人になると発表いたしました。希望とはいうものの、実際には退職強要であることが告発されています。密室でおまえは自分が役に立つ人間だと思っているのか、あなたにしてもらう仕事はない、このことは他に公言しない、こんな誓約書までとられています。繰り返される退職強要で追い詰められ、病気になる方、長年頑張ってきた労働者にとって、戦力外と通告されることの悔しさ、家に帰っても妻にはすぐに言えなかったなど、企業内の組合も賛成に回ってしまうと労働者は孤立無援の闘いを強いられ、疑心暗鬼になり、展望が見出せず、職場を離れる人も多いのが実態です。労働者にとって、解雇は死活問題です。

労働契約法第十六条、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして無効とするとされています。しかし、今の労働行政では、その指導責任が不明確です。さらに、雇用対策法では、完全雇用の達成を目的に一カ月三十人以上の労働者が離職する場合、ハローワークに再就職援助計画、大量雇用変動届けを提出し、認定を受けなければならないとされています。ハローワークなどに再就職援助計画が提出され、県当局もそれを把握しているのかどうか伺います。

また、再就職支援をフォローアップする仕組みがあるのかどうかを伺います。

奈良県は、相談窓口を設置しましたが、どのような相談に乗っていただけるのかお尋ね をいたします。

さらに、大企業から労働者を守るため、整理解雇四要件、一、差し迫った必要性、二、解雇回避の努力、三、選定基準、人選の合理性、四、手続の妥当性、労働者労働組合の協議などは、判例で示されていますが、その四要件を規定する解雇規制条例や、さらに大規模な人員削減計画に際しては、合意に達することを目標にした労働者との協議や撤退する自治体への事前通告と再就職援助計画など、雇用確保の努力を義務づけるリストラ・アセスメント条例の制定をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの第一間を終わらせていただきます。答弁によりましては、議席から 再質問をさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

- 〇議長(上田悟) 荒井知事。
- ◎知事(荒井正吾) (登壇)二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。第一問は、 平和についての取り組みのご質問でございました。

冒頭、治安維持法の成立する時代のことをおっしゃいましたが、当時は普通選挙法を初めて導入される時期でもございましたし、満州事変が起こった時期でもございましたし、

政党政治が終わってしまった時期でもございました。今の世相と、とりわけポピュリズムの時代であったかという本も出ていることでございますが、いずれの時代であっても、平和の取り組みというのは大事かと思います。国家間の平和の取り組みももちろん重要でございますが、国を超えた地方政府同士の交流、さらには議員同士の交流、民間交流も平和の醸成につながる活動であろうかと思っております。本県におけるそのような取り組みを多少ご紹介、ご説明申し上げたいと思います。

本県では、昭和六十三年に「国際文化観光・平和県」を宣言いたしまして、本県の有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良県と歴史的にゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々を中心に交流を推進してきた経緯がございます。近時に至りまして、そのような活動が加速されているわけでございますが、昨年度は、九月に中国陜西省と、さらには十月には韓国忠清南道と、それぞれ友好提携協定書を締結いたしました。また、マルチの地方政府の交流の場として、東アジア地方政府会合の開催にも継続して取り組んでおります。

今後も、歴史的につながりの深い地域と、地域特性を生かした交流を具体的に継続して 実施して、地方レベルの交流を深め、永続的な平和を希求する機運の醸成に努めていきた いと思っているところでございます。

また、今月十八日には県の新公会堂で授賞式を行いますが、平城遷都一三〇〇年記念アジア・コスモポリタン賞というのを行います。この賞は、千三百年前の奈良がアジア各地の文化や経済、情報が人とともに行き交うコスモポリタン都市であったという認識のもとに、奈良県で行っていただく顕彰行事でございます。国際性のあった奈良の歴史を地域振興あるいは現在のグローバル化社会に生かす取り組みの一環であろうかと思います。平和で安定した東アジアの発展に貢献するために、創設された国際賞であろうと聞いております。奈良県でこのような国際賞の展開がされることは光栄なことでございます。

今後も、奈良県の取り組みが東アジアの恒久平和の実現に向けて一歩でも前進する契機となるよう、東アジア地方政府レベルでの会をはじめとする諸活動をさらに推進していきたいと思っております。

次に、平城宮跡の舗装問題についてのご質問がございました。

平城宮跡第一次朝堂院の広場整備につきましては、国土交通省が策定いたしました国営 飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画に基づき、工事が進められております。

第一次朝堂院広場の土系舗装による埋蔵文化財への影響については、十分な保護層を確保した上で、盛土・舗装を行うものであります。地下水脈に影響がなく、地下遺跡や遺物を損なわない内容であるとして、国土交通省に対して文化庁が同意したものでございます。その後、文化庁記念物課長が奈良に来訪されまして、この点、じかに聞きましたが、全く心配はないというふうにおっしゃっておりました。

これについては、埋蔵文化財、史跡の専門家などにより構成される文化審議会、及び、 第三専門調査会などによる調査審議を経た上で、文化財の本質的な価値の喪失につながら ない事業として判断されたと聞いております。

また、先ほど申し上げました平城宮跡区域の基本計画におきましても、広く国民の意見をお聞きするパブリックコメントを実施するとともに、平成二十年十月、閣議決定された国営公園化を踏まえて策定されております。

さらに、平城遷都一三〇〇年祭では、覚えておられるかもしれませんが、平城京会場において全期間中、利用計画に基づく国営公園の完成予想模型が展示されておりました。これには、立派に整備を、広場が整備される模型が長期間飾っていたわけでございます。その模型によりますと、模型を見ながら、将来の姿を見て楽しんでおられたというふうに聞いております。草原の計画ではなしに、広場の計画の模型があったものでございます。

このような経緯を踏まえまして、県としても、第一次朝堂院広場の土系舗装により、地下水脈を阻害せず、第一次朝堂院地区の遺物には影響しないものと考えております。

さらに、念を入れて、国土交通省は、今後も同地区内の二カ所で地下水位を観測することとされていると聞いております。また、土系舗装の透水実験も行うと聞いておりますので、工事の中止を申し入れる理由はないと考えています。

なお、平城遷都一三〇〇年祭において設置したエントランス広場や駐車場についてのご 質問がございましたが、本年三月に用地取得いたしました積水化学工業が移転し、文化財 調査を行った後、代替機能を有する利便施設等の整備が完了した段階で撤去する予定でご ざいます。

がん対策についてのご質問がございました。がんの検診を受けられたそうでございますが、ぜひお気をつけて、ご養生していただきたいと思います。

奈良県は、健康寿命という観点では近畿のトップでございます。男性も女性もトップでございます。全国的には、男性は十位、女性は十八位ということで、健康寿命は大変優秀な成績であろうかと思います。しかし、がんの死亡率という点から見ると、全国的に優秀だというところまでいかないように思います。それは、がんの検診率が低いということもそのような事情の理由かと考えております。

議員お述べのとおり、本県のがん検診受診率は、全国平均を下回っている現状でございます。胃がんで二七・六%、肺がんで一八・六%、大腸がんで二四・一%、子宮がんで三一・一%、乳がんで三〇・三%ということで、いずれも全国平均を下回っております。また、市町村ごとに調べてみましたが、市町村ごとにも検診率に差がある実情がわかりました。熱心な市町村だと検診率は上がるという事実があることもわかりました。

この検診率、受診率を向上させることは、健康寿命の延長にも大きく寄与すると考えています。健康長寿全国一を目指している本県の重要なポイントでございます。二つのポイントから、二つのやり方で受診の受診率向上に努めていきたいと思います。

第一点目は、がんやがん検診についての普及啓発でございます。県民だよりやテレビのスポットなどでがん検診の重要性を紹介しております。また、人の集まる大型商業施設や主要な駅での啓発チラシの配布などを継続的に行っております。

また、最近、画期的でございましたのは、本年十月十日、奈良県がんと向き合う日を策定して、大きな運動をしていただきました。受診率向上県民運動として取り組むために、 市町村、事業者、患者団体等多くの関係団体が参加いたしまして、がん検診を受けようという奈良県民会議が設立されました。

今後、地域のがん検診受診の地道な呼びかけや、企業とともに啓発イベントを開催する 事業者による従業員のがん検診受診の働きかけなど、いろんなチャンネルを通じて、また、 県民会議のメンバーと連携して、県内での普及啓発活動を継続的に行っていきたいと思っ ております。

二点目のポイントは、受診しやすい体制、環境づくりだと考えております。それにつきましては、保険者が行う特定健診と市町村が行うがん検診がございますが、それぞれ別々に行っておられるということもわかってまいりましたので、一度に受けられるような検診の体制、また、サラリーマンの方は平日はなかなか受けにくいので、休日に受けていただけることができるような受診の体制などの検討を始めております。また、スーパーでの検診やワンコイン検診など、がん以外の検診の受けやすさも体制づくりを進め、がん検診の検診率の向上につながればというふうに思っております。

がん検診受診率の向上は、大事なことでございますので、がん対策推進議員連盟のお力添えも得ながら、いろんな工夫をしながら向上に努めていきたいと思っております。

がん対策については、健康福祉部長に二間ほどのご質問がございました。

次に、私といたしましては、森林、山村の再生についてのご質問がございました。

木材自給率につきまして、外材が入ってきたことなど、歴史を振り返ってのご質問でございましたが、そのような観点からいえば、住宅需要が非常に旺盛になった高度成長期には、安くて強い外材を輸入しようということになったようなことを思い出します。今は、山、森林はあるが、人はいない、切り出せないという事情になってきたかと思います。また、木材需要に対応するため、杉をたくさん植えたということが今、杉花粉など環境問題も発生しているように思います。森林の対策は、長期的な視野が要るものですので、これから奈良県のみならず、我が国の森林をどのようにするか、森林文明論についてもご開示がありましたが、重要な事項かと思っております。

本県におきましては、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例及び同指針に基づきまして、木材生産林と環境保全林に区分して、それぞれの対策を講じているところでございます。

そのうち、環境保全林につきましては、森林環境税を活用して、公的な森林整備を進めているところでございます。また、森林整備を進めるに当たりまして、新しい工夫といた

しまして、施業放置林整備マネジャーというものを起きまして、彼らと協働して、施業放置林の現況調査や所有関係を明確にするための普及活動に取り組んでまいりました。

この結果、平成二十二年度末時点で、約一万三千へクタールの施業放置林の存在を把握いたしました。また、平成十八年度から平成二十三年度までの六年間で、県内の森林の所有者約五万六千人おられますが、そのうち延べ約二千四百人と協定を締結いたしまして、森林整備を所有者との協働の森林整備を実施しております。また、平成二十三年度からは森林整備において、従前よりさらに強度な間伐を実施していきたいというふうに思って、現況調査、また、所有者の特定などの活動を始め、また、許可をしているところでございます。

今後、これらの取り組みをさらに加速させたいと思っております。山はあっても、整備する人がいないという状況を脱却すべく、また、森林所有者みずからが適切な整備を努める努力の履行の担保というのも必要かと思います。現行条例の改正ということも検討の対象にしていきたいというふうに思っております。

二点目は、林業の振興についてのご質問でございます。

林業の振興も大事でございますが、とりわけ県産材の利用拡大と安定供給に向けた施策に重点を置いております。そのような考えで、今年度は、奈良の木ブランド課を県庁内に設置いたしまして、川下側の取り組みを強化することにしてまいりました。

川下側、販売流通の方の分野の取り組みの強化でございますが、まず、建築物への利用 拡大を図るために、県産材を使用した住宅建設への助成を拡充してまいりました。平成二 十二年度、四十三件でありました利用実績は、今年度は百件を上回る見通しでございます。

また、公共施設の木造・木質化につきましては、今年度、橿原公苑ジョガーステーションに予算を認めていただいて整備中でございますし、この十二月議会に補正予算として計上しております県庁舎主棟玄関ホールなどの木質化をはじめ、八カ所において木質化の推進をしていく予定になっております。今後、市町村での取り組みもあわせ、さらに木質化の推進をしていきたいと思っております。

建築物以外の利用拡大では、県産材を使用した土産物開発や消費ニーズを踏まえた新たな木製品の開発などに努めております。このほか、木材としての利用ではございませんが、 放置されている未利用間伐材等の有効利用を図るため、木質バイオマスの利活用方策の検 討を進めております。

一方、県産材の安定供給につきましては、路網の整備や林業の機械化による生産コストの縮減が重要でございますので、このような事業に意欲を持って取り組まれる林業事業体に対する支援制度を昨年度創設いたしました。この結果、新たに七つの意欲ある共同事業体が約一千八百へクタールの森林を集約して、効果的な木材生産に取り組むことを始めていただきました。

今後とも、意欲を持って取り組む共同事業体等をさらにふやして、現在、年間十六万立 方メートルの木材生産量でございますが、目標年であります平成三十二年度には二十三万 から二十五万立方メートルとすることを目指して、県産材の安定供給を図っていきたいと 考えているところでございます。林業についてのさらなる質問は担当部長から答えさせて いただきたいと思います。ありがとうございました。

- 〇議長(上田悟) 江南健康福祉部長。
- ◎健康福祉部長(江南政治) (登壇)二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。 まず、一点目は、がん対策につきまして、がん治療には高額の医療費がかかるため、高 額療養費に係る制度改善を図るべきと考えるがどうかというご趣旨のご質問でございます。

医療水準の向上によりまして、医療費は高額化する傾向がございます。これに伴いまして、被保険者が医療機関の窓口でお支払いになります一部負担金も高額になりますことから、被保険者の過重な自己負担を軽減するために、各医療保険で共通の高額療養費の支給制度が実施をされてまいりました。

この高額療養費の制度は、被保険者が、一月当たりその自己負担限度額を超えまして一部負担金を支払った場合に、その超えた額が保険者から給付されるという仕組みになってございます。本年四月から、従来からの入院のみならず、外来につきましても、窓口でのお支払い額を自己負担限度額までで済ませることができるようになりまして、被保険者の負担の軽減が図られたところでございます。

他方、自己負担限度額の計算は月単位とされておりますために、年間の医療費が同じであっても高額療養費が支給されない場合がありまして、長期にわたりますと負担が重くなるといった場合がございます。

そこで、現在、国におきまして、自己負担限度額に年間での負担上限を設けることや、 その際に、年収三百万円以下程度の低所得者に配慮するなどの見直しが検討されていると ころでございます。

このような高額療養費の見直しによりまして、被保険者の窓口負担が軽減される一方で、 国民健康保険につきましては、保険料と国費、県費などの公費等がその財源となりますこ とから、県といたしましては、保険料負担への影響あるいは県負担分への財政措置状況な どにつきまして、制度改正の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

二点目は、国民健康保険法によります一部負担金の減免制度につきまして、市町村に対して制度の周知に努めるよう働きかけるべきと考えるがどうかというお尋ねでございます。

国民健康保険法第四十四条におきまして、特別の理由がある場合には、保険者の判断によりまして、被保険者が医療機関の窓口で支払います一部負担金の減額又は免除等をすることができる旨規定がされてございます。従来、この規定を実施するためには具体的な基準を欠いておりましたために、適用事例がほとんど見られないという状況でございました。

このために、国は平成二十二年九月に減免等の対象となる世帯を被災世帯や失業世帯等とし、また、減免の期間を原則として三カ月間とする基準を示したところでございます。

県におきましても、これを受けまして、各市町村が減免等の実施基準として定めます取扱要綱の参考例を提示するなどの支援を行いまして、以降、市町村に減免制度の普及に向けた指導を続けているところでございます。

昨年六月現在におきましては、この取扱要綱を制定済みの市町村の数は十四という形に とどまっておりました。その後、引き続き指導を行いました結果、現時点では、平成二十 五年一月からの実施予定の一町を含めまして、県内の全市町村において取扱要綱が制定さ れ、一部負担金の減免等を実施できる状況と現在なっております。

県といたしましては、このような状況を踏まえまして、各市町村において制度周知が十分に行われますように、各種の会議や指導助言などの機会を通じまして、市町村に指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(上田悟) 浪越産業·雇用振興部長。
- ◎産業・雇用振興部長(浪越照雄) (登壇)二十九番今井議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

私へのご質問は三点ございました。まず、一点目は、山村地域における再生可能エネルギーの利活用の取り組みについてということでございます。

議員お述べのように、山村地域には多様な自然エネルギーの資源が多く存在するという ふうに考えます。しかしながら、それの利活用に当たってはさまざまな課題もあるところ だと考えております。

少し例を挙げますと、太陽光発電におきましては、山村地域は平野部に対しまして日照時間が短く、また、斜面への設備設置ということになりますことから、発電効率の問題や、 適地が限定されるといったような課題があると考えます。

また、風力発電につきましても、常時一定の風況が確保できる地域は限られ、ほとんどが南部山間地域になっております。その多くは世界遺産や自然公園地域内にあり、景観・環境の問題をはじめさまざまな規制も受けることになるというふうに考えます。

また、本県には多くのダムがございます。それを活用した大規模な水力発電施設は、発電量のほとんどが余剰電力を使って水をくみ上げ、電力不足時に発電するいわゆる揚水式発電ということになっております。その他のダムを活用したような自流式発電ということにつきましては、集水地域が小さく、確保できる水量も限られて、十分な水量を確保することが難しいということで、なかなか進んでいないという状況にございます。

このようなことを踏まえますと、山村地域にあっても地元で使うエネルギーをすぐにすべて地元で賄うようにすることはなかなか容易なことではないかというふうに考えますが、しかしながら、たとえ小規模なものでございましても、再生可能エネルギーの利活用の促進は、エネルギー需給の安定化を図るためにも積極的に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えます。

今年度中に策定する予定のエネルギービジョンでは、山村地域での活用の可能性が高いものとして、建物の屋上等を活用した中規模程度の太陽光発電、河川等を利用した地域に役立つ水力発電、温泉熱を利用したバイナリー発電、バイオマスの利活用、電気自動車等を活用した災害時の電力確保対策などが考えられるかと思っております。さらに、吉野地域におけますスマートシティを目指したモデル的な取り組みというものも進めていきたいというふうに考えております。

二点目でございますが、リストラから雇用を守るための取り組みということで、県が設置した相談窓口において、どのような相談を行っているのか、また、県としての再就職支援をフォローアップする仕組みはあるのかという問いでございます。

先月二十日に、シャープ株式会社本社では、会社全体の希望退職者数二千九百六十名と発表されたところでございます。これを受けまして、直ちに、県と奈良労働局が連携をいたしまして、シャープ関係離職者等対策支援本部を立ち上げたところでございます。県と奈良労働局のほか、関係市も参画をしております。離職者への再就職支援や関連中小企業への金融相談等を行うこととしております。

再就職支援計画は、公共職業安定所に提出し、認定を受けることとなっております。その内容につきましては、事業所名や支援内容等は非開示というふうにされているところでございます。シャープ株式会社からは、県内三事業所が所轄の各公共職業安定所に計画を提出され、再就職への支援としては民間会社に委託をして就労のあっせん等を行うとの説明を受けているところでございます。

再就職支援計画につきましては、公共職業安定所においても、援助の結果等を把握する 仕組みとはなっていないということから、今後、シャープ関係離職者等支援本部におきま して、シャープからの情報提供や、本部関係機関の相談情報等を集約して、再就職支援の 状況を確認し、今後の支援策に生かしてまいりたいと考えております。

県における相談窓口でございますが、その相談窓口のうち、賃金や労働時間等についての労働相談は、平日と隔週土曜日に実施していたものでございますが、この機会に毎週土曜日にも開設することとしております。また、職業紹介等を行う職業相談につきましては、要請に応じて市町村やシャープ各事業所への出張相談も行う予定としております。

このほか、県の所管組織におきまして、職業訓練相談、生活福祉や住宅相談、金融相談 も行っているところでございまして、これらの各種相談状況につきましては、支援本部に 参画する機関との情報交換や相互連携を図りながら、よりきめ細やかな再就職支援となる ように努めてまいりたいと考えております。

三点目でございます。リストラ・アセスメント条例、それから、解雇規制条例を制定すべきではないかというお問い合わせでございます。

労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更 すべきものとするという合意の原則が労働契約法第三条に規定されているところでござ います。 また、議員もお述べになられましたが、解雇につきましては、労働契約法第十六条、客 観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱 用したものとして、無効とするとされているところでございます。

議員お述べの整理解雇の四要件につきましては、裁判例の中で、解雇権の行使として、 社会通念に沿う合理的なものであるかどうかの判断を要し、その判断のためには、人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力の履践、説明義務の履践などは考慮要素として 重要なものというべきものであるというふうにされています。このようなことから、この ようなことを条例に規定するというのはなじまないのではないかというふうに考えてい るところでございます。

一方、雇用対策法においては、事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合には、事業主は労働組合等の意見を聴取し、再就職支援計画を作成して公共職業安定所長へ提出し、その認定を受けることの義務づけ規定もあるところでございます。

議員お述べの解雇規制条例やリストラ・アセスメント条例につきまして、現時点では条例を制定して企業活動に制限を加えたり、それを規制するべきものではないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、労働者の権利保護は重要であり、その監督機関としては労働基準監督署が設置されているところでございますが、県の役割といたしましては、非規制的な行政の分野が期待されていると考えておりまして、労働相談や事業者への啓発を通じて、引き続き雇用の安定確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(上田悟) 二十九番今井光子議員。
- ◆二十九番(今井光子) ご答弁ありがとうございました。

平和の問題というのは、やはり、言い続けていかないといけない大事な問題だというふうに思います。知事の方から、その重要性の認識などいろいろとお聞かせいただきました。奈良県というのは、平和をやはり発信するのに大変大事な地域だというふうに私も思っております。非核平和都市宣言、全部の自治体がやっているというこうした県も珍しいわけでございますし、核拡散防止条約NPTの再検討会議のときにも、知事はじめ全部の市長さんがその核兵器廃絶の賛同署名をしていただいた、これも全国で奈良県だけというようなこともございました。こうしたことで、引き続いて平和を守るために頑張っていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

平城宮跡の問題ですが、中止の申し入れのつもりはないということのご答弁だったんですけれども、この平城宮跡のことで、この間わかってきましたのは、今回の舗装に関する影響調査というのが、地下水の調査というのがされていないということがわかってまいりました。といいますのも、文化庁に行きましたら、その調査のデータはありますということを言われまして、そのデータは、そしたらどういうデータですかということであったら、

国土交通省の方が持っております、同じ日に国土交通省に行きまして、データをどういう データですかと言ったら、結局高速道路のときの調査の結果のデータだということでした。

二十三カ所の井戸があるということでしたので、きのう、奈良文化財研究所の方にその 井戸の管理はどんなふうになっていますかということでお尋ねしましたら、その井戸があ ることももう一つ認識がはっきりしていないような、大変心もとないような感じの返事を いただきまして、国土交通省の方にもその井戸の管理を聞いたんですけれども、なかなか これについても返事がないと。みんな、どこかがしてくれているだろうと思いながら、安 心だという答えが出ているような、そんな印象を受けております。

もう一度本当に安心だということの再確認を県の方からぜひしていただきたいという ふうに思うわけですけれども、その点についてのご意見をお尋ねしたいと思います。

がんの検診につきましては、県としていろいろ施策をしていただくということでございますので、本当にこのがんによって命をなくす人がないような、そういう奈良県の取り組み、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

それから、森林、林業、山村の問題ですけれども、本当に長いことそこで暮らし続けた 人たちがこの先十年の間に村がなくなってしまうかもしれないという、そういう今大変な 状況を迎えてきているというその危機感を私はずっと感じてきました。それを、やはり、 活性化させるには、この山村の復興に取り組むしかないというふうに思っております。

また、奈良県といいますのは、すばらしい木材、先人が残しましたそういう一日、二日では絶対まねのできない、それだけのすばらしいものがございます。それを本当に生かしていく、それが奈良県の大事な道ではないかということを感じておりまして、県もいろいろ取り組みをされているわけですけれども、荒廃の状況と、それから、その対策が、やっぱり、追いついていないというような印象を持っております。これにつきましては、やはり、きちっと対策をぜひ進めていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、雇用の問題です。この雇用の問題でいいますと、例えば地元の自治体でどれぐらいシャープ株式会社が来年水を買ってくれるかわからないと。県の方には、来年の一月までに水道の水をどれぐらい使うかという報告をしなきゃいけない。だけど、向こうからは連絡が来なくて、どれぐらいといったらいいかわからないということも聞いておりますので、そうしたところでは、よく状況を把握していただいて、シャープ株式会社の意向も聞いていただいて、適切にできるようにぜひそれは進めていっていただきたいというふうに思います。

この平城宮跡の問題で、知事の方からもう一度ご意見をいただきたいと思います。

〇議長(上田悟) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) 平城宮跡の中の土系舗装の問題でございますが、二つの論点が出されました。修景的に草を刈るのはおかしいよというのと、水が浸透しなくて木簡を害するよと、この二つでございました。

草を刈るのはおかしいよということに対しましては、先ほど申し上げましたように、もともと広場でございましたので、広場に復元しようという中でございますので、草のまま残すという考えは今まで一度もございませんでした。まして、あのあたりの草は、刈り忘れた草だというふうに奈良文化財研究所が言っておりますので、それは広場にするという、修景上望ましいことだというふうにご理解賜りたいと思います。

もう一つは、水がその部分浸透しなくて、水の流れによって木簡が保存されているのに、害されるんじゃないかという危惧でございます。中に構築物を、トンネルのようなものをつくるわけではございませんので、地下水脈を直接遮断するわけではございませんが、上の方の舗装の仕方で、その部分、浸水性が薄くなって、水の量が少なくなるんじゃないかというご懸念のように理解をしております。それについては、浸水性が相当あれば、水も流れるから大丈夫だというふうに聞いておるわけでございますが、心もとない説明だったというご指摘でございますので、聞きに行かれた方がどのように理解されているかわからない点もあると思いますので、県の方からもどのように説明されたのか、我々自身も納得いくような説明を受けたいというふうに思います。その説明の内容は、また、議員にご説明を担当からさせたいと思いますので、関係者の方にもぜひご説明をしていただければありがたいというふうに思う次第でございます。

〇議長(上田悟) 二十九番今井光子議員。

◆二十九番(今井光子) 平城宮跡の遺跡も森林も、やはり、ずっと先祖から引き継いできたものをどうやって守るかということだと思います。そういう意味で、それを生かすことこそ奈良県の道ではないかというふうに思っておりますので、この中止については、ぜひ申し入れをしていただくように要望しておきたいと思います。

#### 終わります。

〇議長(上田悟) 次に、四十三番梶川虔二議員に発言を許します。--四十三番梶川虔 二議員。(拍手)。

◆四十三番(梶川虔二) (登壇)議長にご指名をいただきましたので、なら元気クラブを代表して、社会民主党の梶川が質問をさせていただきます。

関越自動車道に続いて、中央道笹子トンネルで事故が発生しました。特に笹子トンネル 事故については、県も関心を持っていただきたいと思います。

非常に厳しい経済環境の中で、特に若い人たちの働くところ、障害者の就労するところがありません。何としても対策が必要であります。県内でも、電機メーカーが再建のため人員整理を余儀なくされ、県内三事業所で五百人強の人が希望退職に応じ、十二月十五日に退職をされます。関連企業でも退職があるのではないでしょうか。また、十月度には十九社の企業倒産があり、ここでも職を失う人が生じております。これらの失業者の中には、就学中の子どもや高齢者の家族を持つ人もあると思います。就職相談、職業訓練、子どもの就学支援など、県当局も適切な支援を行うよう要望して、質問に入りたいと思います。

まず、第一点目に、東アジアの国々との友好交流についてお尋ねをいたします。

今日、我が国は、東アジアの中国、韓国との友好関係は最悪の状態になっております。 中国関係は、石原前都知事の尖閣諸島購入宣言と政府の国有化方針を契機としております。 韓国関係は、竹島問題であります。昨年三月十一日の東日本大震災のときには、日本に同 情と共感を寄せ、被災地に温家宝、李明博両首脳が訪れ、被災者を励ましたことなどを思 い起こせば、現在の状況は誠に残念であり、悲しい事態であります。

全国の都道府県議会の中で、奈良県議会のように日中、日韓、日華、そして日朝の友好議員連盟を持っているところは、そう多くないと思います。県当局も議会の提起を受け、 昨年は中国陝西省、韓国は忠清南道と友好提携を締結したところであります。

去る十一月十六日には、創立六十周年を迎えた奈良県日中友好協会主催による日中国交正常化四十周年を迎え、奈良県知事、代理として杉田副知事、奈良市長、代理として西出産業経済部長出席のもと、中国はコンドズ・ユスフ大阪副総領事が列席されて、記念式典が開催されました。会場には新疆ウイグル自治区の人による歌と踊り、そして、大勢の中国留学生で国際色豊かに開催されました。この時期、開催が危ぶまれた国レベルでの四十周年記念式典は中止されており、領土問題が大きく影響していることは間違いありません。

こうした日中両国の状態を憂える多くの人々の手で改善に向けた動きが出ております。 岡本厚さん、岡田充さんなどが世話人になって、大江健三郎、鎌田慧さんらが賛同者で千 二百人以上の著名人による領土問題の悪循環をやめようというアピールを九月二十八日に 出されていますし、それに呼応して、十月四日には、中国の有識者による日中双方に理性 を取り戻そうという呼びかけも始まりました。このまま険悪な状態が続けば、自衛隊が派 遣され、戦後初めて小競り合いを起こし、自衛隊に死者が出ることになるかもしれません。 自衛隊の皆さんには災害の都度、救助をいただき、感謝します。紛争で死者を出さないこ とが私たちからの最大の贈り物であります。

我が社会民主党は憲法九条を守り抜きます。

もう一点、友好につけ加えますと、県議会日中友好議員連盟で力を入れ、十月三十一日には、在日でありますが、朝鮮総連金剛山歌劇の久々の公演を桜井市で上田県議会議長も列席して、昼夜で一千人の人を集め大盛会裏に開催されました。

奈良県は、一昨年の平城遷都一三〇〇年祭の記念行事の中でも、東アジア、とりわけ中国、韓国、朝鮮との往来が醸し出した多様な交流の成果が改めてわかったのではないでしょうか。知事は、現状にかんがみ、中国、韓国など東アジアの友好についていかがお考えでしょうか。お聞かせください。

第二点目に、奈良県立大学についてお尋ねをいたします。

ことし八月に開かれた高校生議会は、県内大学充実についてという提言を決議しました。 県内にある大学について、学科内容、施設整備など見劣りすると指摘をしています。奈良 県内には、奈良県立医科大学は別として、四年制大学は、奈良教育大学、奈良女子大学、 天理大学、奈良産業大学、奈良大学そして奈良県立大学であります。県としてこれらの大 学について、工学、理学、農学、農業ですね、農学などといった学部、学科の設置を要望 することは困難なことはわかっております。

県が設置している県立大学について、物申し上げたいと思います。

学生は、この大学は学部が単科で教員との距離も近く、みんな友達になれると愛着を感じているようです。要望には、留学制度の充実や交流を取り入れてほしい、教職の資格を取得させてほしい、中国語、英語に加えてスペイン語などの語学もふやしてほしいといった声があります。校舎の建替え改造、食堂の充実、ロッカーの設置、あるいは、トイレをふやしてほしいといったようなハードの要望、生協の商品の豊富化、インターネット活用などソフトの要求もあるようです。

学生は、愛着を感じる大学のようですが、現在の小規模な大学ならではのよさはよさと して生かしながら、県としてどのような学生を育てようと考えているのか、奈良県立大学 をどのような大学にしようとしているのか、知事にお尋ねをいたします。

続いて、第三点目に、難病相談支援センターへのアクセス改善についてお尋ねをいたします。

本年二月から、難病相談支援センター及び保健所が旧片桐高校に移転しました。本年四月から七月までの四カ月間、難病センター利用者のアンケート結果によりますと、難病患者のニー・八%が公共交通を利用して新センターに行っているというデータがあります。JR小泉駅からのバスは一時間に二本あります。近鉄郡山駅から南郡山経由で来るバスは、一時間に一本しかありません。バスを利用した場合、最寄りのバス停から新センターまで、徒歩で約十分はかかり、歩道は目の不自由な者あるいは下肢筋力低下、足腰の弱い方ですね、下肢筋力の低下のある者にとっては不安定な道で、いつ転倒するかわからない状況です。新センターに来るのにかなりの困難を来しているという声が患者から出ているということです。

相談しやすい場所にあるべき相談施設がこのような状況では、相談したくとも断念さぜるを得ないという思いから、一、駅に近い橿原市の社会福祉総合センターに移転を求める、 二、バス停を新センター敷地内につくってもらう、三、バスの本数をふやす、四、デマン ドタクシーを創設するなどを柱にした請願を出そうという意見もあるようです。

新センターへの移転のときに、移転後の実態を見て善処するという考えを県当局は示しておりました。高校跡地を利用するのもよいが、そのことにより、難病のハンディを持つ人、交通弱者を放置してはならないと思います。建物に出す金を節約できたなら、弱者のアクセス対策に金を出すべきです。難病相談支援センターについて、どのような対策を実施するのか、知事にお尋ねをいたします。

第四点目に、発達障害者対策についてお尋ねをいたします。

ちょうどきのうの新聞ですが、毎日新聞にこういう発達障害、小中学生の六・五%の率であるという、こういう記事が出ておりましたので、そういう理解をしていただいて、この質問を聞いてほしいと思います。

十月の末、子どもの発達障害に対する取り組みをしている鹿児島県こども総合療育センターを視察しました。ここは県営ですから、予算規模などを奈良県と比較するわけにはいきませんが、まず、このこども総合療育センターの目的とする発達障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援する点は、奈良県の相談事業でも「でいあ~」でやっており、同じであります。そして、早期発見、早期療育が大切であります。その早期発見、早期療育の実現には、当事者や家族のより身近な地域において発達障害に関する相談や支援を行う体制や機能を充実することが課題だと思います。

もう一つ大切なことは、医師が行う診療機能を持つ療育であり、この鹿児島県こども総合療育センターでは、そのように行われ、これが特徴だと思います。発達障害を診察できる医師の診断のもと、療育を行うことが非常に大切でありますが、県内には発達障害専門の医師は少ない状況ですから、医師の育成、確保も大きな課題の一つだと思います。

ただ、最近の「でいあ~」に寄せられる相談のうち、約四三%が未診断という実態とも聞いており、医師の診断以前に、どうしたらよいのかわからない段階で悩んでいる人がたくさんいるのも実態のようです。

奈良県の発達障害者対策の充実は、先進地に学び、本県の実態を踏まえ、課題などの解決に向けて積極的な取り組みが必要だと思いますが、知事はどのようにお考えでしょうか。 お聞かせください。

第五点目に、脱原発についてお尋ねをいたします。

ことしの夏、関西電力管内では、原子力発電所を動かさないと電力が足りなく、計画停電のおそれもあると大騒ぎをして、政府は大飯原子力発電所の三号機、四号機を再稼働させました。しかし、振り返ってみると、原子力発電所がなくても電気は足りており、計画停電のおそれはありませんでした。原子力発電所をとめたら計画停電になると言われたこと自体が的外れだったことがわかりました。

我が国は、地震国であり、原発依存はできない国であります。もう一つの大きな課題は、 使用済み核燃料の処分などについては全く確立されておらず、やはり、我々は脱原発を目 指さなければなりません。私たち社会民主党は、社会党時代から、時に孤立し、また、孤 立を恐れずすべての国の核兵器反対、核の平和利用と言いながら核を利用した原発に反対、 核と人類は共存しないと主張してまいりました。今日のように、肥大になってから脱原発 を叫んでいますが、人のコントロールの範囲を超えた感じがします。しかし、脱原発は、 やり抜かねばなりません。

脱原発といっても、単に、原子力発電所をとめるだけでなく、原発なしでやっていける 社会を創造すべきであり、そのためには、エネルギーの節約と同時に、再生可能エネルギーの利用を積極的に進めていくことが重要であると考えます。

六月の私の質問に、奈良県としてはエネルギービジョンは太陽光、中小水力、バイオマスを中心に利用活用の促進ビジョンをつくると答弁をされました。この利用活用の普及方法も多様であり、例えば太陽光発電設備を設置する自宅などを持たない県民が、太陽光発

電の設置促進に参加できる方法として、NPOなどの団体が主体となり、県民から寄附や 出資を募って太陽光発電設備を設置するという市民共同太陽光発電が注目されてきていま す。

そこで知事にお伺いいたします。現在策定中のエネルギービジョンの骨子については、 どのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

次に、県民みずからが再生可能エネルギーを導入できる家庭用太陽光発電に関して伺います。

県は、地球温暖化対策を進めるため、発電時にCO2 を出さない太陽光発電について、 平成二十一年度より太陽光発電設置経費にかかる利子に補給を始めました。今年度からは 一律十万円の補助制度に改めるとともに、募集枠も昨年の二・五倍、一千件に拡充されま した。

しかし、募集開始からわずか二週間で一千件をオーバーしたと聞いております。私のところにも、生駒市の市民でしたが、六月一日から受け付けと聞き、六月十四日、県に電話をしたら締め切ったと言われたと立腹して苦情の電話をする人がありました。脱原発を進めたいと思う県民が多いということではないでしょうか。県は、このように県民の思いにこたえるべきであると考えます。

来年度も同じような現象が起こるかどうかわかりませんが、設置する県民すべてに補助できるように予算を十分確保するとともに、太陽光発電設備の設置が電力需要期に間に合うように、来年、年度当初から募集するなど、補助制度を充実されるべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、要望一点。今日、電力は五十キロワット以上なら関西電力以外から購入できます。 再生可能なエネルギーの比率を高め、グリーン電力、非原発電力を地域で共同購入できる ような仕組みについても研究し、必要があれば、五十キロワット制限を下げるような法改 正を求めるよう要望しておきます。

第六点目に、大和川流域対策について、質問と要望をさせていただきます。

最近、地球温暖化の影響やヒートアイランド現象による局地的豪雨が多発し、時間雨量百ミリというような雨の降り方が珍しくありません。また、例えば下流の斑鳩町や安堵町で雨が降っていないのに、上流の奈良市、生駒市が豪雨で富雄川があふれそうになるというようなことだってあります。斑鳩町、安堵町には、富雄川沿いに時間雨量三十ミリから四十ミリ降れば、道路、田畑、宅地が冠水する、水に弱い地域があります。

法隆寺国際高校の西河岸一帯の高安西地区など、大雨が降ると、自治会防災担当が富雄川の水位警報に耳を澄ませ、監視をしています。JR法隆寺駅東の阿波地区など、安堵町でも岡崎川最下流地域など同様であります。ゆえに、県一級河川富雄川の一日も早い河川改修を待っておりますが、東洋シール株式会社の井堰のところで改修がとまり、上流に進んでおりません。また、斑鳩町を流れる三代川もJR法隆寺駅のそばまで来てとまっており、上流で河川のバイパスの計画があると聞いています。この二つの川の河川改修ができ

なければ、この地域一帯は洪水の恐怖から開放されません。この二つの川の河川改修をどのように進めようしているのでしょうか。知事にお尋ねをいたします。

それから、要望を一点します。

大和川の隘路である亀の瀬の地滑り対策が完了しました。しかし、直ちに亀の瀬を開削できず、下流の大阪府から改修しなければなりません。何十年かかるかわからず、それなら、上流奈良県に遊水池をつくって、そこに水をためることとしました。この場合、問題になるのは、河川は国直轄で改修し、遊水池は県や市町村で国の補助を受けてつくれというのはおかしいと思います。私は、これをずっと主張してきました。幸い、大和川流域の遊水池が一つ、国直轄で行われるようですが、大和川流域対策の遊水池や貯留地は国直轄事業に制度化を求めていくように要望をしておきます。

最後に、過疎地の学校の教師の対策についてお尋ねをいたします。

十一月十一日の平成二十五年度政府予算編成に関する提案・要望の席で、野迫川村の村 長が披瀝されたことに、私は胸を打たれる思いで聞かせていただきましたので、あえて質 問させていただきます。

来年、同村の中学生は新入生がなく、二年生二名と三年生一名の合計三名になります。この生徒数では、先生の配置は四名になってしまうということです。小学校は、一人の教師で全教科を教えますが、中学校では教科ごとに専門の教師が授業を持つことになるため、十教科の教員が必要です。文部科学省にも学校がなくなると村がなくなると訴えられたようです。文部科学省からは、教員の配置数は県が決めることだ、教員数の配分は県にちゃんとしているとの答えが返ったそうです。

このような要望が村長から出されていますが、県教育委員会では、児童生徒数の減少が 著しい過疎地の学校に対し、どのような対応をされているのでしょうか。教育長にお尋ね をいたします。

以上で私の質問をひとまず終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

- 〇議長(上田悟) 荒井知事。
- ◎知事(荒井正吾) (登壇)四十三番梶川議員のご質問にお答え申し上げます。

最初に、東アジアとの関係、とりわけ日中、日韓の関係でございますが、領土問題などが起こり、日中、日韓関係厳しいが、東アジアの友好についてどのように見ているのかというご質問でございます。

議員も途中でご指摘になりましたが、領土を守るのは、軍ではなく警察力だと思います。 領土侵犯は、法の執行によって抑えるべきだと思います。このたびの日中の関係は、タイ ミング的に中国の指導者の権力闘争、軍も巻き込んだ権力闘争、あるいは、九月十日に国 有化されたわけですが、九月十八日が満州事変の日であったことなど、騒ぎが大変大きく なった面もありますが、基本的には歴史認識の問題があろうかと思います。日中、日韓の 観光プロモーションに行ったときも、百年前の歴史はどう思っているのかというふうによ く言われました。百年前の歴史もございますが、千三百年前の歴史も、日中、日韓の間に はございます。とりわけ千三百年前の歴史は、大変緊迫した国際情勢の中、我が国にとりましては文明の受容と国家の独立を図った大変誇らしい歴史があるわけでございます。これからの日中、日韓の友好促進のためには、奈良の歴史が活用される余地は大いにあるというふうに考える次第でございます。

最近の日中、日韓との友好交流について、ご説明申し上げます。

昨年九月に、中国陝西省と、さらに十月に韓国忠清南道とそれぞれ友好提携協定書を取り交わしました。陝西省はかつて隋や唐の都、忠清南道は百済の都が置かれた地で、当時から奈良とは非常に縁の深いところでございます。相互の地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施しようという考えでございます。陝西省との友好提携を締結するに当たりましては、当時の同省書記でありました趙楽際(チャオ・ルーチ)さんが平成二十一年四月に来県されまして、私との間で覚書を締結いたしましたが、同氏は今回の中国共産党第十八回全国代表会議で政治局員に昇格され、同時に中央組織部長にも就任されました。大変な要職に就任されました。喜んでおります。

また、中国陜西省とは、ことし五月に平城宮跡で開催いたしました平城京天平祭に西安音楽学院が来日し出演されました。また、七月には、陜西省省長であります趙正永 (チャオ・チャンヨン) さんがカナダからの帰国の途上、来日されました。その際、奈良市内で会談の場を設定して、県内関係者と交流を深めていただきましたが、この会談で提案がございましたが、東アジア中央政府会合、来年は西安でやりたいという提案がございました。その実現に向けて、事務的な会議を行っております。

韓国の忠清南道との友好関係でございますが、これまで知事が奈良県に参られましたので、その答礼として、来月には忠清南道を訪問したいと思います。県議会議員からもご承認していただけるということで、喜んでおります。その際は、知事との意見交換のほか、国の行政機関の移転が進む世宗特別自治市の視察などを予定したいと思っております。来年度は、特に観光やスポーツの分野を軸に特色のある交流を進めていくこととして、関係の地方政府と調整を進めております。

さらに、中国、韓国、ASEAN諸国など七カ国、六十四地方政府が加盟していただい ております東アジア地方政府会合や、同じく同地域から多数の大学生、大学院生が参加し た東アジアサマースクールを開催して、東アジア地域との交流を積極的に推進していきた いと思います。

また、さらに、県内の大学等で学ぶ留学生は、約一千四百名おられますが、その大半は東アジアからの方々でございます。今月三日にオープンいたしましたUNWTO、アジア太平洋センター内に、新年度からは、留学生交流コーナーの開設を予定しております。

観光、経済など、外国との地方政府間の友好的な交流は、平和があって達成できるものでございますが、また、そのような交流が平和を醸成する役目も果たすものと思います。 日中、日韓両国関係には、いろいろ情勢の変化がございますが、奈良県の歴史メリットを生かした形での交流を進めていきたいというふうに思っております。 奈良県立大学の今後のあり方、どのような大学にしていくのかということについてのご 質問がございました。

昨日、安井議員のご質問にもございましたが、奈良県立大学は、これからの地域社会を 担う有為の人材の育成を目指す大学として、改革を進めていきたいと思っております。大 学教育での人材育成のあり方に根本的な検討を加えて、質的転換を図る教育改革を進めた いと思っております。

改革の内容として、三点のことを考えております。

一点目は、対話型少人数教育ということでございます。全国でも初めての試みということでございますが、具体的には複数の教員が少人数の学生と議論を重ね、学び合い、教員も学ぶという視線で切磋琢磨しながら地域力の向上にリーダーシップを発揮できる人材を育成したいというふうに思っております。

二つ目は、小規模の大学としての特徴を生かしながら、地域とのつながりを強化した実践型教育の実施でございます。具体的には幅広い社会性やチャレンジ精神、柔軟な発想力など、就業力や起業力を備えた人材を育成して、地域に、また、世界のマーケットに役立つ人を育てる仕組みをつくっていきたいと思います。具体的にはフィールドワークやインターンシップなど、学外での実践教育を充実していきたいと思います。また、県内の企業や市町村などにおきまして、さまざまな学外実践活動を実施させていただいて、学生の地域に対する愛着心を高め、県内就業率の向上を目指していきたいと思います。

三つ目は、地域の活動拠点となる交流センターの設置でございます。地域交流や国際交流、就業支援などの活動を行う場をつくりまして、学生や地域の人たちによる地域活性化を促進していきたいと思います。また、県立大学の事業といたしましても、東アジアサマースクールなど、奈良県でしかできないカリキュラムを実施いたしまして、語学力の強化など、異文化を理解し、それに適応する能力の育成も積極的に支援していきたいと思います。

これらの大変独自な取り組みを柱といたしまして、平成二十六年四月から新しい体制での学生を募集したいとと思っております。県立大学の改革を着実に推し進めることにより、これからの地域社会を担う自尊自立のできるたくましい人材を育成することを目標にしていきたいと思っております。

難病相談支援センターへのアクセスの改善についてのご意見がございました。

難病相談支援センターは、郡山総合庁舎に移転したものでございますが、ことし四月から七月にかけて、同センター利用者のアクセス手段などについての要望、苦情が出てまいりました。バス停から歩いていくのが遠いといったようなことが中心でございます。

アンケート調査も実施いたしましたが、来所される手段といたしましては、バスの利用が二〇%強でございますが、意見といたしましては、今の立地では、自力ではセンターに行きにくい、不便な場所であるので体調への負担が大きいというようなご不満もございま

した。九月三日には、担当課が奈良難病連の方々と面談をいたしまして、不便の実態について何いました。

郡山総合庁舎へのアクセスは、今、近くまでバスが走っております。ただ、バスの停留 所から施設まで歩くのに、夏などは大変暑いし、冬は寒いということでございますので、 バス路線のバス停から歩く距離が長過ぎるというのが基本的な内容だと思います。これま での施設も、近鉄郡山駅からバスで行っておられる方が多かったわけでございますが、今 回は、駅からの施設までの歩く距離が長いということがご不満の中心であろうというふう に判断をいたします。

このような状況を踏まえまして、これまでに庁内の関係部局と協議を重ねまして、また、 奈良交通バス、大和郡山市などとも協議を重ねております。現在の状況でございますが、 既存のバス路線の経路を一部変更して、総合庁舎内にバス停を設置する方策が利用者の費用負担も少なく難病患者の方々にとっても、利用しやすいご要望に沿うのではないかと考えているところでございます。バス路線を少し変更して、くるっと一回りしないかんということになります。したがって、奈良交通バスとの調整を要する点もございますが、今後、 調整を精力的に進めて、バス停を難病センター前に設置する方向で検討を進めていきたいというふうに思う次第でございます。

発達障害者対策の充実についてのご意見、ご質問がございました。

議員ご指摘のとおり、発達障害は早期発見、早期療育が極めて重要だと思います。そのためには、乳幼児を持つご家族が早い段階から気づき、身近な地域で必要な療育や支援を受けることができるような体制を整えることが大事かと思います。具体的には、発達障害が疑われた場合、市町村の保健所や療育機関に相談をして、次の手当てに入っていただくということだと思います。

現状の課題は大きく見て二つあるように思います。一つは、関係機関相互の連携不足があると思います。もう一つは、関係者に発達障害に関する専門性や知識が不足していると認識せざるを得ません。議員ご指摘の専門性のある医師自体がいない状況でもあるよということもあろうかと思います。そのような結果、例えば保護者が市町村等に相談しても、適切な療育機関等へつなげていただけないなど、十分な相談などが行われていない結果になっているというようなことも散見されます。

まず、連携という点でございますが、今年度は、社会福祉士などによる相談支援を行っております発達障害支援センターがございますが、それと、作業療法士によってリハビリを行っているリハビリステーションセンターでございます。多少の専門的機能を持っておりますが、このような県の両施設が市町村の個別取り組みに対する指導支援を行う、関係者と連携を図る指導支援を行うということをしてきております。地域の療育機関への指導、助言をとり行うことを強化しているということでございます。また、そのようなことの延長といたしまして、関係者を対象に、課題の共有認識や情報共有を図る場も立ち上げたところでございます。

このように、県といたしましては、市町村の窓口、保育センターなどが連携して、個別のケース会議を行うなどのやり方まで成長していただきたい、発展していただきたいというふうに考えております。地域の療育関係機関の質的向上と連携強化に取り組むということを考えていきたいと思っております。

エネルギービジョンについてのご質問がございました。

エネルギービジョンにつきましては、これまで議会でご説明の機会も幾度かございましたが、今年度中での策定を目指しているところでございます。

エネルギービジョンの骨子として、三つの骨子を考えております。一つは、多様な再生可能エネルギーの普及拡大、供給の多様化でございます。二つ目は、奈良県らしい省エネ、 節電スタイルの推進ということで、需要面の改善でございます。三つ目は、緊急時のエネルギー対策の推進でございます。

このエネルギービジョンでは、二〇一〇年の設備容量を基準として数値目標を設定した いと考えておりまして、現在は、その作業を進めているところでございます。

また、計画の期間でございますが、民間の再生可能エネルギーの参入に大きく影響いた します国の固定価格買い取り制度の購入価格が毎年見直しされるということでございます ので、長期的なエネルギーの供給力の設定は難しい面もございますので、計画期間を三年 間といたしまして、その後は三年ごとに見直しを行っていきたいと考えております。

第一点目の多様なエネルギーの普及拡大におきましては、太陽光、中小水力、バイオマスの三つが中心になろうかと思っております。その普及のあり方には、さまざまなやり方があろうかと思いますので、いろんなやり方を模索していきたいと思っております。最近では、例えば太陽光発電をそのまま送電したい地域で売電するだけではなくて、蓄電施設、蓄電池と組み合わせることによって、晴天時の発電を蓄積して、夜間において活用する、また、緊急時、停電、災害などにより送電が途絶えたときに、地域の緊急電源として利用するといったことも地域によっては考えていきたいと思っております。

太陽光発電の促進の分野では、メガソーラーの誘致でございますとか、民間事業者間の需要と供給のマッチングを支援する、あるいは、公共施設等への導入を促進する、家庭用太陽光発電の普及などに支援をするといったような分野の取り組みがあろうかと思います。

また、小水力発電では、地産地消という観点も入ってくると思います。地域の振興に役立つような現場での小水力発電の促進という観点も入ると思います。また、バイオマスの利活用におきましては、事業採算性確保、原材料の安定供給などの仕組みづくりの検討を行ってきております。木材の間伐材の安定供給、低廉なコストでの安定供給など課題だと思っております。

多様なエネルギーの普及拡大を中心に申し上げましたが、節電や緊急時のエネルギー対策についても、防災計画との関係もございますが、エネルギービジョンの中でも検討を進めていきたいと思っております。

現況のご報告でございました。

次に、太陽光発電に対する補助制度についてのご質問がございました。

太陽光発電につきましては、平成二十一年度から利子補給によりまして、今年度からは補助制度に切りかえまして、家庭用太陽光発電設備の設置促進を図りました。昨年度以降の電力需給の不安定化や固定価格買取制度の創設等の動きがございましたので、県民の家庭用太陽光発電設備に対する関心が一挙に高くなりまして、今年度は、募集開始から二週間で募集枠の一千件に達しました。

このような県民ニーズが急に高まりましたので、家庭用太陽光発電設備の一層の普及の 関心は高まっておりますので、来年度に向けては、設置にかかる経費などの様子、だんだ ん安くなってきておりますが、そのような動向も勘案しながら、予算の充実を図っていき たいと思っております。

また、執行方法につきましても、年度当初より募集を開始する、また、募集時期を分散 化する、募集枠を超える場合には抽せんなどを行うというような工夫も考慮していきたい と思っております。

大和川の流域対策について、とりわけお地元の富雄川、三代川の改修についてのご質問がございました。

紀伊半島大水害がございましたので、これを機に、大和川の大水害が三十年前にあったことを思い起こして、これから大和川の治水対策に力を入れようということで考えております。その際、亀の瀬を開いて下に流すという流す対策は、議員ご指摘のように、やはり長期間かかるということで、流す対策に加えまして、ためる対策をして減災をしようということが大きな柱になってまいりました。富雄川、三代川におきましても、同じくため池を利用した治水対策、ためる対策の整備、それと、工事の場合、流す河川改修、二つの整備を柱にしております。

富雄川の改修につきましては、合流点から大変近くて約一・二キロメートルまでしか河 川改修事業が進んでおりません。斑鳩町の高安地域では、浸水常襲地帯と言われておりま すが、この八月にも緊急準備情報が発令されるような事態でございました。これらの浸水 常襲地帯での対策としましては、河川対策として、上流に向けて河床削減が必要でござい ますが、議員もご指摘ありましたように、JR大和路線直上流に位置する井堰の改修につ いて、地元水利組合について、補償のあり方について現在難航しております。工事がちょ っと進みにくくなっておりますが、これにつきましても、積極的な調整を図っていきたい と思います。

また、ため池の治水利用につきましては、議員お述べのように、上の方の上流の市町村の整備が三十年前の大和川大洪水の後は大変進んだんですが、あるときからぱたりと整備が進まなくなっております。そのような上流からため池を整備していただくことを今後流域の安堵町、斑鳩町、大和郡山市へ働きかけていきたいと思っております。

また、三代川でございますが、河川改修を進めておりますが、現在、JR法隆寺駅南側で用地買収に難航しております。商業施設があるところでございますので、写真を見まし

ても、なかなか大変な地域でございます。そのような状況でございますが、周りの、それとまた議員お述べになりました直轄遊水池をこの大和川の亀の瀬の前につくるという案も近畿地方整備局と具体的な協議に入っております。どこにどのような規模のものをつくるのか、まだ確定をしておりませんが、そのような直轄遊水池をできるだけ強力なものを整備していただくことは大きな柱になるものと思っております。

直轄遊水池でありましても、県負担が三割要るわけでございますので、できるだけ効果のあるようなやり方で直轄遊水池を整備し、それとともに、河川の改修、それと上流も含めた地元の県及び市町村のため池整備ということを柱にして、この地域の治水対策を進めていきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。ご質問ありがとうございました。

- 〇議長(上田悟) 冨岡教育長。
- ◎教育長(冨岡將人) (登壇)四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

私には、過疎地の学校対策について、野迫川村では来年、中学生生徒数三名となり、教員四名となると聞く。このように児童生徒数の減少が著しい過疎地の学校に対し、県教育委員会ではどのような対応をしているのかのお尋ねでございます。

過疎地における児童生徒数は、急激な減少が進み、過疎地市町村の児童生徒数全体では、 十年前の平成十五年の九千五百六十人から平成二十四年には六千三百七十九人と、三千百 八十一人、率にしまして三三・三%の減少となっております。

本県においては、昭和六十三年度から児童生徒数が減少した場合も極力単式学級が維持できるよう、法の学級編制複式学級基準を県独自で二名ずつ引き下げ、小学校では一年生を含む場合は六人、その他の場合は十四人を上回れば、複式学級を解消できるよう緩和しており、中学校ではすべての複式学級を解消することとしております。

しかし、県単独措置や市町村独自の配置教員を加えても、現在、複式学級の未解消は十 ニクラスとなっておりますことから、さらなる学級編制基準の改善に向け、国に強く要望 するとともに、一方で、複式学級における効果的な指導方法の研究も行っているところで ございます。

中学校においては、各教科について専門の教員が指導することとなっておりますが、議員お述べの野迫川中学校の平成二十五年度での二年生二名、三年生一名の場合、教員数は四名となります。しかし、授業時間数で見ますと、英語科で週八時間、音楽科、美術科に至っては週二時間となることから、対応としまして、複数教科の免許所持教員の配置や、小・中学校の兼務また非常勤講師の配置等を行うこととなります。

なお、教員数につきましては、国の基準に倣った配置ルールにより公平性を確保しながら、学校数、学級数、教科教員数、児童生徒数を勘案して算定し、各学校に配置していることから、小規模校に偏った配置に変更することも難しいと考えているところでございます。

今後とも県教育委員会といたしましては、児童生徒数の減少が著しい地域での教育に支障が出ないよう、国に対し要望を行っていくとともに、個別の事案に対しては、短期、中期の見通しを勘案しながら丁寧に対応し、過疎地で学ぶ児童生徒の教育環境のより一層の充実に努めたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(上田悟) 四十三番梶川虔二議員。
- ◆四十三番(梶川虔二) 時間があまりありませんので、東アジア云々の問題は、知事も東アジア地方政府会合というようなことをやって、日本でも奈良県しかないような事業をなさっているんですから、今総選挙が行われていますが、この選挙いかんによっては、自衛隊を今の尖閣諸島などに派遣するような人が内閣総理大臣に就くかもわからん。そのときには、知事、やっぱり、これだけ金をかけてこういう平和の追求をしておるし、交流もしとるし、先ほどの答弁を聞いておったら、僕はいい知事やなと思っていますので、ぜひ、もしそういう自衛隊を派遣するような事態が出たら、それはちょっと待ってくれと言うぐらいの勇気をお持ちかどうか、一回そこを聞かせておいてほしい。

それから、原子力発電所の問題ですけども、これもちらっとオーバーした場合に抽せんというような話も出ましたが、抽せんはだめです。僕は、即原子力発電所をとめろと言うとるんですから、やっぱり、太陽光を使ってくれる人には全部こたえていくぐらいの気構えを持って、抽せんはせずに必ず予算を十分取ってもらう、場合によったら補正も組んでもらうような、あるいは、再来年度の債務負担行為をするとかいうような、いろんなことを駆使してこたえていただきますように要望しておきます。

それから、ほかにもあるんですけども、今の過疎地の学校の問題、聞いておったら、文部科学省と県とキャッチボールしておるように聞こえんでもない。だから、もっとそれやったらそれで、国にしっかり働きかけて、十分な、野迫川村長が要望されるような、それにこたえるような体制をとってもらうように要望して、終わります。

〇議長(上田悟) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) 尖閣諸島のような海上の領土紛争への自衛隊派遣ということで、大変微妙なご質問でございますが、大体領土紛争に軍隊が行っていいことは全くないと私は思っております。両方からそうだと思います。日本だけではなしに、相手の方からも軍隊は出てきちゃいかんというふうに思います。これは、中国の満州などで経験したことでございますので、各国とも領土紛争は警察に任そうというのが普通のことで、警察は法執行機関でございますので、どのような法をその領土紛争のある地域に適用するのか、その法の執行は共通の、どの国籍の法執行機関でも共通の課題でございますので、日本の法執行機関、海上保安庁はロシアとも中国とも韓国とも協力して法の執行をできるという関係を既に築いておりますので、そういうことが基本になればいいかと思いますが、自由民主党の外交部会の中でも、激しい人がおられたことをちょっと思い出しましたが、そういうことにはならないというふうに思っております。

- 〇議長(上田悟) 四十三番梶川虔二議員。
- ◆四十三番(梶川虔二) 知事の今の答弁を聞いて、これから国民が人を選ぶわけですから、平和な社会をつくるために頑張ってまいりましょう。

では、以上で私の質問を終わります。

〇議長(上田悟) しばらく休憩します。

△午後三時十二分休憩

\_\_\_\_\_\_

#### △午後三時二十八分再開

〇副議長(高柳忠夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三番大国正博議員に発言を許します。 --三番大国正博議員。(拍手)

◆三番(大国正博) (登壇) それでは、議長の許可をいただきましたので、公明党を代表いたしまして、通告いたしました数点について、荒井知事並びに冨岡教育長、原山警察本部長にお尋ねをいたします。

初めに、去る十月八日、ことしのノーベル医学・生理学賞が、京都大学の山中伸弥教授に贈られることが決まり、奈良県民にとりましても大変うれしいニュースとなりました。 日本人の受賞は二年ぶり、十九人目で、医学・生理学賞は二十五年ぶり、二人目という快挙です。これは、iPS細胞を世界で初めて開発した業績が高く評価されたものです。

ご承知のとおり、山中教授のiPS細胞の研究は、奈良県とのつながりが深く、一九九九年十二月に奈良先端科学技術大学院大学の遺伝子教育研究センター助教授として赴任され、二〇〇四年十月に京都大学へ異動後も兼任教授や客員教授として二〇〇七年三月まで勤務された間に大きく前進いたしました。

公明党は、今後の再生医療による日本の技術が国際基準になるよう、夢の医療の発展に ご期待を申し上げます。

なお、授賞式はしあさって、十二月十日にストックホルムで行われますので、県民の皆様とともに心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

初めに、子育て支援についてお尋ねいたします。

私は、ことしの二月定例会において特定扶養控除の縮減の影響について冨岡教育長に質問をし、影響を受けられるご家庭への支援を求めました。

今議会では、まず、年少扶養控除の廃止による子育て世帯への影響について述べたいと 思います。

二〇一〇年度税制改正で〇歳から十五歳の子どものいる納税者に適用されている所得税の年少扶養控除三十八万円と、住民税年少扶養控除三十三万円が民主党を中心とする政権により廃止され、所得税は昨年一月から、住民税は本年六月から負担増になりました。この結果、子育て世帯の負担が急増し、驚きの声が我が党にも届いております。その声をもとに、私なりに実態を調査いたしました。

まずは、振り返ってみると、国は、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直して、子ども 手当を創設するという考え方を基本に、子育て支援を目指されましたが、結局子ども手当 は頓挫いたしました。その後、新児童手当が創設されましたが、それだけでは十分ではな く、結局、中途半端な状態だけが残り、本来ならば優先して支援していかなくてはならな い子育て家庭への影響が出ている状況です。

そこで、実態を明らかにするために、三百万円、五百万円、七百万円、九百万円、一千万円、一千五百万円の給与収入の各家庭を想定して、年少扶養控除の廃止と新児童手当創設の影響額を試算してみました。

中学生の子どもがいらっしゃる家庭では、新たに手当の支給対象とされたことから、一 千万円以上の高所得者の家庭を除いて増収となっておりますが、例えば三歳未満の子一人 のケースでは、給与収入の三百万円の家庭で年額わずか五千円の増収にとどまる一方、五 百万円の場合は一万円、七百万円では四万五千円の負担増になってしまっています。小学 生以下の子ども一人の家庭でも同様であります。このように、三パターンのケースでの試 算ですが、小さな子どもがいらっしゃる家庭で一部を除いて負担の方が大きくなってしま っている現状は、見過ごすことができません。

また、同時に、新児童手当の財源について、国と地方の負担の調整が図られましたが、 年少扶養控除の廃止による地方の増収分については、新児童手当の財源だけではなく、直 接子育て支援には関係のない、国民健康保険都道府県調整交付金や特定疾患治療研究事業 の地方負担分にも使われることになりました。もちろん、これらは必要な事業であること は認めておりますけれども、そもそも子育て世帯から見れば、控除から直接支援する手当 への考え方とは実態が伴っていない状況がありました。県民の皆様にこれらの使い方の中 身が十分に理解されていないことにも問題があると考えております。

一方、社会保障と税の一体改革関連法が八月十日の参議院本会議で民主党、自由民主党、公明党三党などの賛成多数で可決、成立いたしました。一体改革関連法は、消費税率を二〇一四年四月に八%、二〇一五年十月に一〇%に引き上げるとともに、その増収分を年金、医療、介護、子育ての社会保障四分野の維持・充実に充てることが柱でございます。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て関連三法です。そして、三法の趣旨は、言うまでもなく、三党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは、一、認定こども園制度の拡充、二、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付及び小規模保育等地域型保育給付の創設、三、地域の子ども・子育て支援の充実の三つです。

具体的な制度運用にあっては、自治体、特に市町村が重要な役目を担うことになっていますが、子ども・子育て会議の設置や、子育て家庭の状況及びニーズを把握するための調査など、本制度運用前の準備段階で取り組まなければならないことがあります。

本県においても、平成二十五年度に子ども・子育て会議を設置することを検討されていますが、設置に当たっては、子育て家庭の二一ズがより一層反映できるよう、子育て当事者等をメンバーとすることが必要と考えます。

また、新制度におきましては、例えば保育所の利用方法などさまざまな子育て支援の仕組みが変わるとお聞きしておりますが、本県といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度に移行できますように、導入できますよう、市町村を支援する万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで荒井知事にお伺いします。

年少扶養控除が廃止されるなど、子育て世帯には厳しい環境が続いている中で、県民の 目線に立った子育て支援が必要と考えますが、子ども・子育て関連三法に基づく子ども・ 子育て支援新制度における県の役割を踏まえ、どのように子育て支援に取り組んでいかれ るのか、また、新制度への移行に向けて、どのように準備を進めていかれるのかお聞きい たします。

次に、防災対策について二点お伺いします。

これまで県は、荒井知事を先頭に、昨年発災いたしました台風十二号豪雨災害からの復 旧、復興に全力で取り組んでおられ、我が党も評価をさせていただいております。

県は、去る十一月二十六日、第九回紀伊半島大水害復旧・復興推進本部会議を開かれ、 避難をされている皆様の早期帰宅に向けた取り組み状況が報告されました。

紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、十一月更新版によりますと、十一月一日 に五條市三地区の避難勧告が解除されたことにより、避難者は百三十九世帯、二百八十八 人に減少され、平成二十六年三月末までに避難社会の八割が帰宅できる見込みとなりまし た

そのような中ですが、避難者の皆様にとりましては、二度目の冬を避難所で迎えられる ことになり、健康を崩されないよう願っているところであります。

さて、我が党は、六月定例議会におきまして、県民の命を最優先に守るために、今後も 起こり得る土砂災害や洪水などの災害から避難勧告、避難指示の発令に関して判断がいか に的確に行われ、安全な避難所に速やかに避難ができるかが重要であることを指摘し、質 問をし、要望してまいりました。

今後、ご自宅にお戻りになった避難者の皆様が安心して住み続けていただくためにも、また、奈良県においても、東海・東南海・南海地震が三連動で起きる可能性が高いと言われている巨大地震をはじめとするあらゆる災害に備えるためにも、みずから避難するという自助が重要であり、それを支援する公助としての避難勧告、避難指示の発令に関する基準づくりが急がれると考えます。

そこで、住民が適切な避難行動を行うためには、市町村長が適切に避難勧告、避難指示を出すことが重要ですが、県は市町村と連携して避難勧告等の発令基準見直しを進めておられますが、その取り組み状況について荒井知事にお聞きいたします。

防災対策の二点目は、防災教育についてであります。

昨年の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地 震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然 災害に備えて、幅広い視点での防災力の向上を図らなくてはなりません。加えて、道路や 橋りょう、湾岸など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要 な情報を得るためにも、科学的、総合的な総点検を実施するとともに、県においても防災、 減災対策を集中的、計画的に推進するための取り組みが必要であります。

さて、皆様ご承知のとおり、三・一一東日本大震災で広く全国に知られました釜石の奇跡では、群馬大学大学院の片田敏孝教授が八年間にわたって防災指導に当たってきた釜石の小中学生たちのほとんどがあの大津波から逃れることができたばかりではなく、多くの地域の幼児、高齢者をも救いました。

片田教授が子どもたちに教えてこられた想定を信じるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという三カ条は、津波だけではなく、あらゆる災害に通じることです。奈良県においては、大型台風による水害や地震はいつあっても不思議ではありませんし、火災などでも同様です。

ハード面での公共事業としての防災、減災対策とともに、ソフト面として、地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策が不可欠であり、具体的には、現在見直しが進められております県の防災計画において、家庭や学校、地域で自助、共助、公助を連携させた視点での防災教育や対策が必要であると考えます。

そこで、避難については、昨年の東日本大震災における釜石の奇跡に見られるように、 子どもも親も含めた広い世代に避難の重要性を教えることが重要であると考えますが、県 では防災教育の重要性についてどのように認識し、今後どのように進めていかれるのか、 荒井知事にお聞きいたします。

次に、文化振興についてお聞きいたします。

二〇〇一年に制定された文化芸術振興基本法を受けて、文化振興のための条例を制定した自治体が現在二十六都道府県、八十二市区町村まで拡大しています。

国の文化芸術振興基本法では、その前文に、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとあります。

一方、これまでの奈良県においての文化芸術振興策は、毎年、県が示しておられる主な 政策集にも、昨年までは見当たらない状況で、どちらかというと、弱いものであったので はないかと思わざるを得ない現状でした。 しかし、ことし初めてムジークフェストの開催、県立ジュニアオーケストラの活躍、そして、先日初めての県内文化施設の館長を対象として行われた研修会の開催など、いよいよ文化施策の推進に力を入れておられる印象を持っております。

とりわけ音楽イベントのムジークフェストならにおいては、世界遺産の社寺等でのコンサートなど、上質な音楽に触れる機会を広げていただいています。また、県立美術館では、藤城清治影絵展のにぎわいや、現在開催中の古事記をテーマにした絹谷幸二展の奈良らしい展覧会などは、多くの皆様から反響があり、高い評価をさせていただいております。

このほか、秋の平城京天平祭でのバロック音楽のコンサートや、県の中部地域においては、馬見丘陵公園でのフラワーフェスタのコンサートや万葉文化館の奈良らしい万葉日本画展示や関西フィルハーモニーのコンサート等のにぎわいづくりの取り組みをされるなど、県内各地で文化芸術の催しが広がりつつあることを実感しております。

私たち公明党は、奈良県は文化発祥の地、効果的な地の利と、平城遷都一三〇〇年祭が成功裏に終了し、その成果を生かした取り組みが重んじられるときという意味からも、文化、芸術を発信する重要な時期に来ているのではないかと考えるところであります。

そこで、現代芸術や伝統文化イベントが開催さるなど、文化芸術活動が活性化してきて おりますが、県の文化振興の推進について、どのように取り組もうとされているのか、荒 井知事にお聞きをいたします。

次に、現県立奈良病院移転後のまちづくりについてお聞きいたします。

この問題につきましては、本年二月定例会の代表質問におきまして、長野県佐久総合病院の取り組みを紹介させていただき、奈良県においても、病院での治療だけではなく、健康づくりまで含めた取り組みを求め、地域の方が安心して暮らしていける町となるよう県がリーダーシップを発揮していただきたいと申し上げ、質問をさせていただきました。その後、県では、五月と八月に地元で講演会を開かれ、また、地域の方とまちづくりをしていくための協議会を立ち上げて検討を進めておられます。

私たち公明党県議団においては、八月に先進的な取り組みをされている新潟県長岡市の社会福祉法人、高齢者総合ケアセンターこぶし園へ視察へ行き、事務部長の佐藤和也さんから取り組みについてお話をお聞きいたしました。そのときにお聞きした内容と同様のお話が小山剛総合施設長のブログにも書かれてありますので、少し紹介いたしますと、人の幸せが今の暮らしの維持にあり、家族の負担にならないことを望んでいるなら、これを支えるサービスをどうしたら提供できるか。できる理由にチャレンジし、実行していくのが社会福祉事業者だと自覚しています。施設か在宅かではなく、住みたい地域や普通の住環境の選択とサービスの選択ができる社会づくりの時代だと思いますと。このこぶし園では、暮らしの原則は地域の中との認識に立ち、大規模施設から地域への生活への移行を進めるために施設、医療、地域などの連携が重要であると取り組みを教えていただきました。また、現在福井県でも二つの町で同様の取り組みを県のもとに実施されていますが、まだま

だ全国的に取り組みを始めたばかりで、成功事例が多くあるという状況ではないと思います。

そこで、荒井知事にお伺いします。

現県立奈良病院移転後のまちづくりについて、奈良市や奈良市医師会と連携し、取り組みを進めているとお聞きをしておりますが、現在どのような取り組みをしておられるのでしょうか。また、地元の方々がどのようにかかわっておられるのか、現状についてお聞きするとともに、今後、県立奈良病院移転後のまちづくりを進めるに当たって、現時点でどのような課題があると考えておられるのか、荒井知事にお聞きをいたします。

次に、学校施設の内装木質化の推進についてお聞きいたします。

学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて 重要な役割を担ってきました。さらに、昨年から言語力の育成をうたった新しい学習指導 要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割は、これまで以上に増してきています。

学校図書館につきましては、人的、物的両面にわたり整備を促進していかなくてはなりませんが、今回は、将来を担う子どもたちがより豊かな生活を送れるよう、多様な教育環境の整備を全力で進めていただく観点から、県内学校施設の内装木質化について質問させていただきます。

文部科学省においては、木材を活用した学校づくりは、学習環境の改善効果や地球環境の保全、さらには地場産業の活性化などの利点を挙げ、事例集の作成や講習会の実践等により、学校設置者が施設への木材利用に積極的に取り組み、進めるよう普及啓発を行っています。

一方、近年、いじめや虐待など、子どもたちを取り巻く環境が変化している中、自分の 居場所を求める子どもたちがふえており、例えば学校の図書館は、保健室と同様に子ども たちの居場所になるのではないかと考えます。

文部科学省の資料によりますと、木材活用の利点として、学習環境の改善効果として、 特に子どもたちのストレスを緩和させ、授業中での集中力が増すことや、環境教育の教材 としての働きを果たすなど、その利点を認めております。他方、デメリットとしては、木 のよさは理解するが、計画方針の立て方や進め方がわからないという知識や経験不足など の不安が挙がっているようです。

私は、この図書館を県産材を使って内装等を木質化することにより、奈良らしいぬくもりとやすらぎの空間となって、子どもたちの心をいやすことができ、ひいては奈良県の木材産業の活性化にもつながっていくのではないかと考えます。もちろん子どもたちの安全性の確保のための現在進めておられる学校施設の非構造部材を含めた耐震化を優先することは言うまでもありませんが、ぜひこれらの取り組みを進めていただきたいと考えます。

そこで、県内学校施設の内装木質化の現状と今後、図書室の木質化についてどのように お考えになるのか、冨岡教育長にお伺いいたします。

最後に、通学路の安全対策としてのゾーン三十についてお聞きいたします。

本年四月二十三日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、三人が死亡、七人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しております。平成二十四年版交通安全白書によると、昨年一年間の交通事故死者数は四千六百十二人で、十一年連続の減少となり、交通戦争と言われたピーク時の三割以下となりましたが、負傷者数は今なお八十五万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではないと思います。

しかも、死者数の中で歩行中が占める比率が上昇しています。交通事故死者数を状況別に見た場合、二〇〇七年までは自動車乗車中が最多でしたが、二〇〇八年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り最多となるようになりました。

公明党は、二十年前から通学路総点検を提唱し、子どもたちの命を守るために全力で取り組んでまいりました。亀岡市の事故などを受け、本年四月二十六日、党政務調査会に新たに通学路の安全対策プロジェクトチームを設置、五月十六日には文部科学大臣に対して通学路の安全対策についての緊急提言を行っております。

さて、今日求められる対応は、官民の知恵を結集し、国民の意識改革をも見据えた総合 的通学路の安全対策ですが、今回は通学路を含めて、住民に身近ないわゆる生活道路での 事故を防ぐために、ゾーン三十と言われる対策について質問いたします。

近年頻発している通学路での交通事故の原因として、居眠り、不注意、無免許などの明らかなルール違反が多く挙げられる一方、運転者のモラルの劣化により道路交通法上の横断歩道等における歩行者等の優先や、過労死運転等の禁止などの規定が形骸化し、それを遵守しようとする精神が風化しているとの指摘があります。少なくともルールを守っている歩行者は守られることを確保するため、重要なことは、歩行者優先、人間優先の交通体系という理念の徹底が急務であると考えます。

そのような中、このゾーン三十の対策は、住宅街の中などで生活道路が集まった一定のゾーン、区域を定めて、区域内の最高時速を一律三十キロメートルに規制するものです。車が歩行者に衝突したときの時速が三十キロメートルを超えると、歩行者が死亡する率が急激に高くなるというデータに基づいた対策で、警察庁が導入を進めています。また、場所によっては、交差点の手前などの道路にハンプと呼ばれるこぶを設けたり、道路の一部を狭くしたりして、車がスピードを出すのを抑えるということもあわせて行うものです。これらの対策をぜひ積極的に行っていただきたいと考えております。

そこで、生活道路での自動車事故抑制を目的にしたゾーン三十が全国的に推進されていますが、区域設定の条件等、この対策の内容及び本県での取り組みについて、原山警察本部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手) 〇副議長(高柳忠夫) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇)三番大国議員のご質問がございました。第一問は、子育て支援についてでございます。

子育て支援は、次世代を担う子どもの健やかな育ちを保障しようとするものであり、我 が国の将来にとっても、本県にとっても、重要な施策の一つだと認識しております。

子ども・子育て支援新制度は、平成二十七年度からの本格実施が想定されておりますが、 保育や子育て支援の量と質を充実させ、より子どもを産み、育てやすい社会を目指すもの でございます。その円滑な実施が望まれるものでございます。

議員は、今、子育て支援のあり方、内容の話、また支援の仕方の話をされました。控除か手当か、また、支援の主体は市町村でございますが、県の果たすべき役割にもっと注目をすべきというご所論をご紹介されたように思います。

そのとおりだと思いますが、そのような状況でございますので、本県は、平成二十五年度に学識経験者、市町村など幅広く関係者に参画していただく(仮称)奈良県子ども・子育て会議の設置を行うべき検討を始めました。会議には私も参加させていただきたいと思っておりますが、議員お述べになりました実情、ニーズを客観的に把握する、それを会議の中で情報を共有するということがまず大事だと思います。また、県内の取り組みの現状を分析して、アイデアをさらに出して、磨きをかけるというようなこと、また、そのような会議における市町村と県の行政としての役割を明確にして、その行政上の役割を果たしていくというようなことが会議の目的になろうかと思います。そのような会議を通じて、今後必要な県の子育て支援施策について、学ばせていただく、また、施策を推進する力になっていただくといったような会議のあり方を考えております。もう少し検討を進めたいと思います。

新制度への対応といたしまして、今後県は、子ども・子育て会議のこのような議論を進めるとともに、(仮称) 奈良県子ども・子育て支援事業支援計画を策定したいと思います。 これに基づきまして、県内すべての市町村において、必要な子ども・子育て支援策は計画 的に実施されるようにしたいと思います。

また、子育て支援を主として行われるのは市町村でございますので、市町村と十分連携を図る観点がぜひとも必要であろうかと思います。このような計画の実施に当たりましても、市町村と十分連携をするという仕組みを確認をしていきたいと思っております。安心して子育てできる環境づくりをするということであろうかと思っております。

新制度への以降に当たりまして、円滑にスタートするため、本年十月から市町村に対する説明会を実施しておりますが、そのような勉強会を通じまして、新制度における問題点、 今後のやり方等についての考えを深めていきたいというふうに思っております。

防災対策における発令基準の見直しについての取り組み状況のご質問がございました。 避難勧告等の発令基準の策定は、防災計画の中で極めて大事なことでございます。県で は、現在、市町村と一緒なって防災計画の見直しをしましょうということで呼びかけを行 っております。その中で、実際に役立つ避難勧告等の発令基準の策定を進めているところ でございます。実際に発令されるのは市町村でございますが、その標準化、あるいは、実 効化、実効性の高い発令基準ということでございます。 土砂災害につきましては、避難勧告等の発令基準を大雨警報などの雨量情報や県が公表している土砂災害警戒情報といった客観的な情報とリンクさせられないかといったような検討をしております。斜面の亀裂や地下水の濁りなど災害の前兆現象など、住民にもわかりやすい、客観的で具体的な基準にならないかといった方向での検討をしております。モデル市町村として五條市と協議をしておりますが、また、気象台とも協議しながら、勧告等の発令基準のモデルを考えております。

また、水害のモデルでございますが、モデル市町村として王寺町を想定しております。 河川管理者でございます国や大和川河川事務所にも加わっていただきまして、実際に現地 を確認しながら、避難勧告など発令基準を対象地域に最も近い水位観測所における河川の 水位情報など、具体的にはかれる情報とリンクさせた基準とするように検討を進めており ます。

できるだけ具体的な、目に見えるような基準をもって市町村長が判断しやすいような基準づくりをモデルとして進めておりますが、これらのモデル市町村における取り組み内容を来年一月末ごろを目途に一般に公表したいと思っております。これを受けまして、モデル市町村以外の市町村におきましても、より具体的、実際的な避難勧告等の発令基準の策定が進むよう市町村と連携をしていきたいと思います。発令基準自身は、市町村長様の責任でございますが、それをできるだけ自信を持ってしていただけるようなサポートを県としてはしていきたいという考えから、今のような作業をしておるものでございます。

二つ目に、防災教育の重要性について、その認識と今後の対応の仕方というご質問がご ざいました。

先ほどの避難訓練でもそうでございますが、まず命が助かることというのを防災計画の第一目標に置いております。人命第一、避難第一でございます。それと、そのような観点で、災害時に役に立つ実際的な防災計画となるようにということでございます。防災計画の最大の目標が、災害による死者をなくす、人命を守るということを何度も何度も確認をしております。住民みずからがそのようなための避難行動をとることが基本になろうかと思います。自助をするということでございますが、そのような意識をはぐくむためには、議員ご指摘の防災教育というのが平時から大事かと思います。まずは逃げるように避難の教育という方向になろうかと思います。

議員お述べの釜石市の事例は、防災教育、避難の教育の重要性を実証した重要なモデルケースであろうかと思っております。また、この釜石市を指導された群馬大学大学院の片田教授は、お忙しい中、奈良県地域防災計画アドバイザーにご就任いただきました。ありがたいことでございますが、今回の防災計画見直しに当たり、特に住民避難について適宜ご指導、ご助言をいただいておる関係でございます。

防災計画、避難の教育の具体的な取り組みといたしまして、今年度、五條市及び十津川村への学校防災アドバイザー派遣をいたしました。また、住民参加型の実践的な避難訓練の実施や紀伊半島大水害の記録誌作成などに着手しております。実践的な避難訓練をやっ

たのは、ことしが初めてでございます。来年度から防災訓練の場合には、このような避難 訓練の実行ということも入れていこうかと思っております。

今後、学校における教材資料の作成も必要かと思います。また、避難訓練には住民みずからが参加していただくということも必要かと思います。知るだけではなしに、防災に関する経験、訓練、教訓、知識を平時から知らず知らずのうちに身にたくわえていただきまして、災害への備えをしていただきたいと思っておるところでございます。

県の文化振興の推進についてのご質問がございました。

最近、文化振興に力を入れておりますので、そのこともお触れいただきましたが、本県の文化振興のあり方については、大きな反省をしておるところでございます。本県は、社寺など文化遺産が大変多いわけでございますし、伝統行事も多いわけでございますので、行政主体の文化振興事業は、そのような社寺などの伝統行事等に頼り過ぎていたという面があろうかと思っております。それ自身、大変貴重なことでございますが、さらに若い人も含めて、今住んでおられる方が文化を楽しむといったようなことをもう少し行政が率先して行うべきではなかったかといったような反省をしております。

幸いなことに、一昨年の平城遷都一三〇〇年祭は、そのような考えを実行するいい経験になりました。イベントによる地域振興、県の職員が中心的な役割を担いながら、周りの人と協働しながら、文化振興を図るということを実践していただきました。これは大変意図的に実験をしていただいたわけでございますが、職員の研修には大いに役に立った、役に立つ戦力に今育ってきているように思います。そのような力を背景にいたしまして、ことしはムジークフェストならを急遽実行いたしましたが、奈良らしい音楽の分野での文化芸術活動になってまいりました。また、今後ともこのようなパターンの文化活動をしていきたいと思っております。

県民のサポートが必要でございますが、県民の方々の文化活動の関心は深く、目線には高いものがあるというふうに感じております。県民の文化活動行動者率というような客観的指標にも、全国の平均をかなり上回る指標が出ておりますが、そのようなことを客観的にあらわしているものだと思います。

また、文化活動は、県民の方々を老若男女問わず元気にするといったことだけではなく、 地域の経済活性化、地域の振興につながるものがあるというふうに思います。ムジークフェストならも観光のオフシーズンを中心にいたしますと、オフシーズンにも奈良県の宿泊客が増える。スポーツでございますが、奈良マラソンを実行したときは、何百人、何千人の方が奈良県に宿泊される可能性が出てくるといったことでございます。イベントによる観光振興ということになります。そのような魅力のある文化活動ということもございますので、今後、三つの観点で取り組みを推進したいと思っております。

一つ目は、質の高い文化芸術事業の継続的な実施でございます。ムジークフェストならの継続開催や、県立ジュニアオーケストラの活動の充実などを図っていきたいと思います。

二点目は、文化芸術への参加、鑑賞の機会の拡大でございます。奈良は、大阪に近い、京都に近いということで、大都市の文化活動が身近にございますので、地元の文化活動というものは比較的目につかなかったわけでございますが、今回の県立美術館や万葉文化館の美術展示など、大変かつてない盛況を呼んでおりますので、町じゅうが文化活動の雰囲気であふれる、また、沸くといったような環境になることを願っております。奈良県でも文化活動が非常に盛んだといったことが目に見えるような形になっていかないかんというふうに思っております。

三点目は、文化を核にしたまちづくりということでございます。文化活動を中心にまちづくりをしていこうということでございます。奈良は、歴史的な町家、町並みがございますので、これを利用しない手はないわけでございますが、そのような町家、町並みを利用した文化活動、最近はアートイベントのはならあとや、にぎわいフェスタ万葉のような新しい試みを実行していただいております。そのようなタイプの町のにぎわい、まちづくりを進められたらと思っております。

文化による地域経済活性化というようなテーマでございますので、このような経験、また、学習を積み重ねながら、奈良県の文化力、地域の文化力の向上を目指していきたいと思いますが、そのように考えますと、県の文化振興条例のようなことも必要になってくるかもしれないと思っております。条例ありきではございませんが、実行しながら、条例もあり得るのではないかというふうに思っております。

県立奈良病院移転後のまちづくりについてのご質問がございました。

平松町のまちづくりでございます。平松町のまちづくりは、地域のケアの地域包括ケアシステムの拠点にできないかということを考えて、勉強を重ねております。地域包括ケアシステムというのは、住みなれた地域で、できるだけ自宅で住まいながら、周りの医療、介護、買い物、文化活動などができるような町をつくるという発想でございます。普通の活動とケア、医療がその地域で身近に受けられる町ができないかということでございます。

全国でもそのような考え方で試みが進んでいるところもございますが、まだ実現した町というのはないわけでございます。平松町は、病院の跡地になるものでございますし、地元の方々の関心も深いものでございますので、また県有地でございますので、そのようなまちづくりも十分可能かと思っております。また、全国でも大変率先した試みでございますので、例がない面がございます。完成した例がないものでございますので、いろいろ協議、試行錯誤を重ねながらの取り組みになろうかと思っております。

これまで、この平松町のまちづくりの検討のワークショップなど、いろいろのことをしております。奈良市や奈良市医師会、福祉等の関係団体が参加していただきまして、ワークショップを都合六回開催いたしました。その際は、東大教授の辻教授はじめ、大変外部の人の熱心なご助力をいただいております。

また、地域住民が非常に自発的に参加していただきました、まちづくり協議会を五月に 設立いたしまして、八月、十一月と意見交換を行いました。また、まちづくりの検討状況 を地域住民の方々に広くお知らせするという目的で、まちづくり通信というものを配布し始めました。通信によるコミュニティーづくりということから始めております。医療や介護、子育て、健康づくりについての住民の皆さんの関心、ご意見を伺うためのアンケート調査を実施しておるものでございます。これまでの検討の中で、課題といたしまして、これはほかの町でもございますが、医療、介護、福祉関係者の連携、また、連携をはぐくむためのバックアップシステムをどうするかという関係がございます。包括支援センターといっても、ケアマネジャーのチームがなかなか個別それぞれの方のケアマネプランをうまくつくれるかといったことが具体的な成果基準になろうかと思います。

二つ目は、住民一人ひとりの健康づくりを進めるための患者やご家族に関する情報共有のシステム、個人情報との関係もございますので、工夫を要するところでございますが、この町ではICTを利用した健康維持、あるいは治療、ケアのシステムづくりといったことも視野に入れております。ご家族、ご家庭の中では、いろんな健康情報が自然とはかれるようなICTの活用といったことも検討の視野に入っております。

医療と介護の関係者が、そのようなケアを中心としたときには、治療ではなしに、ケアを中心とした方に向かうためのスキルアップ。介護も助けるだけやなしに、リハビリで戻す、健常な状況に戻すといったようなスキルをたくわえるといったことも課題になろうかと思います。

また、最も重要なことでございますが、まちづくりへ地元の市と地元住民が主体的に参画していただかなければ達成できないと思いますので、奈良市の積極的な関心と参加が望まれる状態だというふうに思っております。

そのように、まだ議論を始め、研究を始めたばかりでございますが、この奈良市の平松 町の取り組みが場合にっては、進め方によっては、全国のモデルとなる可能性もございま すので、地元の方々の意見を聞きながら、今年度と来年度の二カ年をかけてまちづくりの 構想をまとめていきたいと考えておるものでございます。

残りの質問は、教育長と警察本部長にお答えをさせていただきたいと思います。ご質問 ありがとうございました。

- 〇副議長(高柳忠夫) 冨岡教育長。
- ◎教育長(冨岡將人) (登壇)三番大国議員のご質問にお答えいたします。

私には、学校施設の内装木質化の推進について、木質化の現状、それと、今後、図書室の木質化についてどのように考えるかのお尋ねでございます。

戦後、学校施設につきましては、防災上、安全上の観点から、鉄筋コンクリートづくりによる建設が進められてまいりましたが、昭和六十年代以降、文部科学省においては、温かみと潤いのある教育環境づくりや、平成二十二年十月に施行されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、学校施設の木造化、内装の木質化等、木材利用推進の施策が高じられているところでございます。

また、本県では、平成二十二年に策定いたしました奈良県森林づくり並びに林業及び木 材産業振興条例及び同指針において、公共施設の木造、木質化の推進を位置づけ、さらに、 具体の推進方針として、平成二十四年に公共建築物における奈良の木利用推進方針を定め、 積極的な取り組みを進めているところでございます。

県教育委員会では、このことに関し、市町村に対し、文部科学省から通知される木材利用の進め方のポイントや、工事事例の紹介、文部科学省の講習会の案内などに加え、文部科学省及び林野庁の国庫補助制度の活用について、農林部と協力しながら助言や情報提供を行っているところでございます。

このような取り組みにより、県内公立学校の内装木質化の状況、これには旧来の木質化も含まれますが、平成二十三年四月一日現在の文部科学省調査では、木質系床材使用の教室数の割合は、一部使用も含め、小・中学校で七四・八%、県立学校で二七・一%となっております。なお、県立学校の図書室の内装木質化の割合は三一・八%となっているところでございます。

現在、県教育委員会の最優先課題として学校施設の耐震化に取り組んでいるところでございますが、今後は、図書室の木質化につきましても、文部科学省や他府県の先進取り組み事例を参考に、その効果や課題についての研究を始めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

- 〇副議長(高柳忠夫) 原山警察本部長。
- ◎警察本部長(原山進) (登壇)三番大国議員のご質問にお答えいたします。

県警察本部には、通学路の安全対策を含む歩行者、人の優先の生活道路での交通事故抑止を目的にしたゾーン三十に関してのご質問でございます。

ゾーン三十につきましては、道路管理者と連携して、最高速度三十キロメートル毎時の 区域規制等の実施と、道路の整備を適切に組み合わせることにより、通学路等の生活道路 における歩行者等の安全を確実に確保しようという施策でございます。昨年九月から全国 的に取り組みを開始したところでございます。

まず、このゾーン三十は、幹線道路等の物理的な境界で区画された生活道路に、公安委員会が交通規制を実施いたします。さらに道路管理者には、歩行者の安全対策として、路側帯の設置あるいはその路側帯の拡幅を実施していただくことにより、自動車走行速度の抑制と通過交通の抑制を図り、歩行者や自転車の安全安心な通行空間を整備しようとするものでございます。

ゾーン三十を設定するための条件といたしまして、三点ございます。

まず第一に、二車線以上の幹線道路がある。または、河川とか鉄道等の物理的な境界で 区画された場所をブロックとして選定する、あるいは、できると。

第二に、ブロック内の片側一車線道路の中で、自動車の通行より歩行者、自転車の安全 確保が優先される道路を選定すること、できること。 そして、第三点目に、生活道路が集積している区域をゾーンとして設定することができるということとなっております。

現在まで、県警察の取り組みといたしましては、本年の六月と七月に県下各警察署におきまして、県はもちろんのこと、各市町村自治体、それと県の道路管理者、県の土木部の方々とも合同でゾーン三十の推進会議を開催させていただきまして、まず、共通認識を持った上で、その大前提として、地域住民からの県市町村に対する交通安全等の要望をしっかり踏まえながら、対象とするブロックの選定を行っているところでございます。

また、先ほど議員ご指摘のとおり、全国的には通学路における大変痛ましい、重大な交通事故が続発しておりますことから、これらの諸対策を含めて、今年度中に県下初のゾーン三十を設定する予定で、しっかりと準備を進めさせていただいております。

以上でございます。

- 〇副議長(高柳忠夫) 三番大国正博議員。
- ◆三番(大国正博) それぞれに本当にご丁寧にご答弁をいただきまして、理解をさせていただきました。

子育て支援につきましては、やはり、子育て家庭、あるいは、当時者の皆さんのあくまでも目線が前提だと思いますので、しっかりとそういった皆さんのニーズをよく反映できますように、さまざまな会議や、あるいは、支援計画等に反映できますようにお取り組みを、万全な体制とともにお願いしたいと思います。

また、防災対策につきましては、これは非常に命にかかわるような問題でございまして、 本当に重要な課題だと認識をいたしております。また、荒井知事を先頭に、こういった事 柄につきましても全力で取り組んでいただいておりますことを重ねて敬意を表したいと思 います。

避難勧告、避難指示、各市町村長が昨年のあの紀伊半島大水害でなかなかその機会を見出すことができなかった、あるいは、出したところで今逃げたら危ないというような声もありまして、なかなか迷われた現状が今考えると思い起こされるわけでございます。そういったことも含めて、今後の奈良県全体の安心安全につながりますように、またお取り組みをお願いしたいと思います。

また、防災教育についても、子どもたちだけではなくて、やっぱり、あらゆる幅広い世代にわたり、まず自分の命は自分で守る、そのために避難をするということを大前提に、しっかりと、いついかなるときにも心がけていく、このことが重ねて必要だと思いますので、またお取り組みをお願いしたいと思います。

また、文化振興については、今ご答弁ありましたように、非常に今、荒井知事も一番力を入れていただいているのではないかと思うぐらい、非常に私たちもその知事の思いというものを感じているところでございます。奈良に来られた方が本当にあらゆるところで文化や芸術を体感できる、また、一緒に参加できる、そういった本当に町挙げての取り組みが必要だと思いますので、ぜひとも文化振興条例等のお取り組みにつきましても、私たち

も楽しみしたいと思いますし、また、しっかりと推進をしてまいりたいと思いますので、 よろしくお願い申し上げたいと思います。

県立奈良病院移転後のまちづくりについては、今お話がありましたように、なかなか前例がないことではございますけれども、少しずつ、また着実にこれからの高齢化社会を迎えるに当たって、奈良県が先駆を切ってそういった取り組みをやっている、奈良は本当に住みよい町だと言っていただけるような、これからも取り組みをお願いしたいと思います。

次に、学校施設の内装木質化の話でございますが、十二月三日に桜井小学校に視察に行ってまいりました。すばらしい校舎でございまして、本当に当日、教頭先生から子どもたちが木質化により非常に、何となく子どもたちが明るくなったのではないかという感想をおっしゃってらっしゃいました。また、子どもたちの感想としても、くつろげる、落ちつくというような感想もございました。私たちも直接行かせていただいて、そのことは体感をさせていただきました。ぜひともそのような効果が現にやられているところがありますから、少し私は調査をする必要があるのではないか、こういう効果があるよという調査をする必要があると思いますけども、その点についてちょっと再質問をお願いしたいと思います。

ゾーン三十につきましては、事故が起きてからでは遅いという多くの県民の皆さんの声がありますから、ぜひとも県警察本部長先頭を切っていただいて、奈良県内から本当に悲惨な事故がなくなりますように、お取り組みをお願いしたいと思います。

- 〇副議長(高柳忠夫) 冨岡教育長。
- ◎教育長(冨岡將人) 直接私は行くことができなかったんですけど、担当の者を行かせまして、写真を撮ってきてくれということで、しっかり事後に見せていただきました。確かに温かみのあるというのは、私も感想としてはは持っております。ですから、他府県でも進めておりますし、桜井市にもそういう事例もございますので、まずは研究から始めていきたいなと、そのように思っているところです。
- 〇副議長(高柳忠夫) 三番大国正博議員。
- ◆三番(大国正博) ぜひとも県産材の活用を推進するためにもご努力をお願いしたいと 思います。

以上で終わります。

- 〇副議長(高柳忠夫) これをもって当局に対する代表質問を終わります。
  - \_\_\_\_\_
- 〇副議長(高柳忠夫) 七番藤野良次議員。
- ◆七番(藤野良次) 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。
- 〇副議長(高柳忠夫) お諮りします。

七番藤野良次議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

それでは、さように決し、次回、十二月十日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時二十九分散会